

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所 設置変更許可申請（高燃焼度燃料導入等）【17】）」
2. 日時：令和6年1月22日（月） 13時30分～18時20分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官、
西内安全審査官、伊藤安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力技術部長 他11名（※うち6名）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 玄海原子力発電所4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請 コメントリスト（燃料体熱・機械設計関連）
- ・資料2 玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に係る事実確認リスト（燃料体熱・機械設計関連）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁スズキです。本日は、九州電力玄海原子力発電所、高燃焼度燃料導入等の設置変更に関わる、
0:00:12	日英ヒアリングを行っていきます。本日の内容としましては燃料体の熱機械設計関連になります。
0:00:20	資料の確認をしていきます。
0:00:24	事前に九州電力から、
0:00:28	資料が提出されていまして、
0:00:32	資料 1。
0:00:33	コメントリスト。
0:00:36	燃料耐熱機械設計関連、それに付随して、
0:00:41	資料 1-1 から、
0:00:57	1-4 まであります。
0:01:01	また、
0:01:04	規制庁審査チームから事前に、
0:01:07	本日の技術確認リストをお送りし、
0:01:11	こちらの事実確認リストを資料 2 とします。
0:01:15	また必要に応じまして、
0:01:18	12 月 26 日の審査会合の資料、それから、
0:01:22	評価申請書の記載内容を参照していくことにします。
0:01:28	では、
0:01:31	規制庁から
0:01:33	事前に提出された資料 1 に対して、資料に事実確認リストで、
0:01:38	内容確認をしていきます。担当は伊藤から、
0:01:49	衛藤規制庁イトウです。熱機械設計分野なので私が担当します。よろしくお願いします。
0:01:57	それでは基本的には、事実確認、RIS等に沿って進めていきたいと思い
0:02:08	まず、
0:02:10	No.14 からですね。
0:02:16	資料の中身というよりは 1 図形
0:02:20	というところの確認なんですけれども今日のヒアリング終了として、資料 1、
0:02:29	資料 1-1 から資料 1-4 まであるわけなんですけれども、これってこれまで既存の資料、介護資料で言えば市野さんとか市野、
0:02:41	4 とかとの関係でいうと、どのような位置付けになっているのか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:47	いうのと最終的には補足説明資料として、一つの資料になるのかなと思ってるんですけどもその辺りはどうするつもりなのかというところを説明してください。
0:03:05	九州電力原子力発電本部だけっつう。でございます。今回提出している資料につきましては今回、ヒアリング資料という位置付けで、
0:03:15	以前各設計の部屋等でも資料につきましては、とりあえず説明資料として作成をして、何を介護用資料とするかをヒアリング内容によって決めるのでヒアリング時に相談というふうにしてきております。
0:03:30	最終的にどのような資料になるかですけども、
0:03:34	会合資料とするものについては、会合ではもうちょっと説明しようとして追加することになると考えております。
0:03:43	最終、答申審査が終了して説明する内容がまとまった、その補足説明資料として改めて工程を整理、綺麗にすることを考えております。
0:03:57	資料の場所なんですけれども、審査会合、
0:04:03	例えば前回の12月26日の審査会合、
0:04:08	でいうと、資料1の、
0:04:13	4ですね。
0:04:15	資料1-4が条文ごとの資料をつけてるものになっておりましてそのこの15条の機械設計という資料のウエムラがありますのでその別紙。
0:04:27	につけることになるかと考えております。以上です。
0:04:35	規制庁井藤です。
0:04:39	今の説明は、
0:04:41	最後にちょっと介護資料との関係の話もありましたけど、前半をおっしゃったら、とりあえずはその、
0:04:48	事実確認。
0:04:50	事項への回答を提出して、
0:04:54	介護資料とか最終的な補足に入れるかどうかは、何かご相談みたいなそういう感じ聞こえたんですが、その理解が合ってますか。
0:05:05	電力のタケツグでございます。ご理解の通りです。
0:05:15	江藤規制庁イトウですそれで最終的に
0:05:21	会を資料1-4の15条別紙になるでしょうというのは、今回の資料を入れるとしたら15条の別紙ですとそういう、
0:05:34	説明でしたでしょうか。
0:05:38	八代勝山タケツグでございます。今回の資料を介護資料として載せる場合は、そのこの15条の別紙になる。あと、これまでの会合から、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:50	してもそこになるかと考えております。最終的にどのようになるかについては審査が終わった時点でどのような資料ができてくるかにもよります。
0:06:00	ので、変わるかもしれませんが基本的にはその各条文の今回で 15 条の別紙につけていくことになるのかなとイメージしております。以上です。
0:06:12	はい、布施町イトウです。
0:06:16	今日の資料です、資料 1-1、1-21-3 は、確かに 15 条かなと思うんですけど、1-4 は、
0:06:27	どうですか。燃料体等の取扱施設貯蔵施設ってところですけど。
0:06:33	これも 15 条なんですかね。
0:06:37	丹下社長勝山タケツグです。失礼しました。衛藤。
0:06:42	燃料取扱設備に関しましてはおっしゃる通り 16 条になりますので機械設計分野の中でも、その条文各条文に関連するものは、その各条文の別紙につけるというイメージになります。以上です。
0:06:57	はい規制庁イトウですとりあえず、わかりました。
0:07:05	はい。14 番は以上にして、
0:07:11	事実確認ですと 10。
0:07:13	5 番ですけども、衛藤。
0:07:17	高校に書いたのはですね前回の事実確認リストで問 1 を 1 から 13 番まで載せていてですね、11 から 13 は
0:07:28	他の分野聞いている事項でもあるってということで灰色にしてたんですけども、それが
0:07:39	今日、
0:07:40	このヒアリング資料として出していただいた資料からは抜けてますという状態です。これって 11 から 13 番までっていうのは、
0:07:54	あれまず載せてないのは何ですかねっていうところを教えてくださいんですけど。
0:08:02	運営活動本部から月でございます。今ご説明いただきました通り 11 から 13 につきましては前回の確認事項リストで灰色にハッチングされてるもので他分野の方、
0:08:15	でも同じ内容ということでその類の方で回答、我々は我々としては出勤してるつもりだったのでちょっと今回載せてなかったと。
0:08:24	いいところでございます。以上です。
0:08:28	規制庁伊藤です。
0:08:32	趣旨としては、11 から 13 についても、こちらの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:39	熱機械設計の分野確認が必要だと思って書いていたところです。
0:08:45	他分野の方で回答済みということで、ルーへの、それはそれでいいんですけど、
0:08:53	であればですねこの分野の何番で回答した内容ですとか、資料のどの場所ですといった説明は欲しいかなと思っていて、
0:09:07	等、
0:09:10	どうですかこの場で回答できますか、何か具体的にこここうやって回答してますっていうところは、
0:09:19	現職タツザワムタ欠です。はい。今回答は可能ですまず、
0:09:26	No.10 とNo.12 につきましては、
0:09:30	12 月、すいません放射線被ばく関連ヒアリングと、12 月 1 日付けの資料で、コメントリストでいうと、No.10 とNo.11 において回答をしております。
0:09:48	規制庁イトウです 12 月 1 日ヤノNo.10 と 11 で回答したというのが、
0:09:55	熱機械設計の方のリストだと何番でしたっけ。
0:10:00	現状勝山タケツグです。今回の総務課長、前回の機械設計のコメントリストNo.10 とNo.11 については、
0:10:11	被ばくの日はですね、提出は 12 月 1 日付けになってますけど、ヒアリングとしては先週 1 月 18 日ですかね。
0:10:22	になります、ちょっとそのコメントリストのナンバー10 とNo.11 になります。以上です。
0:10:34	すいませんごめんなさい。前回のリストのNo.10 っておっしゃいましたもう 1 回を行ってもらったんですか。はい。前回の機械設計では、11 と 12 です。
0:10:45	11 ページはわかります。それですいませんちょっと 1 月 18 の日ヤノ。
0:10:52	情報がスパッと見れないので、資料の関連箇所を教えてくださいませんか。
0:10:59	麻生さんお待ちください。
0:11:23	ケア現象は津田決議。
0:11:26	です。12 月 1 日付けの資料の、
0:11:39	変更内容の資料になりまして、資料番号としては、
0:11:48	と、資料 3 になりますね。
0:11:52	で、資料 3 の中の、
0:11:55	A、
0:11:57	と、2 ページ目。
0:11:58	と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:01	一番最後の、13 ページ目に、資料を追加してございます。以上です。
0:12:21	と規制庁伊東ですけれども。
0:12:25	2 ページ目と 13 ページ目という、
0:12:31	これは
0:12:33	インターフェースの形状、
0:12:36	ていうところですかね、ここに書いてあるのは、その理解になってますか。
0:12:47	原子力アベもタケツグですはい。その通りでございます。
0:12:52	はい。
0:12:53	それです、ここで書いてあるのは、
0:13:02	と、
0:13:05	12 月 1 日提出資料の 3 の別紙、13 ページから 13 ページに書いてあるのは、
0:13:14	使用済み燃料ピットクレーンにおける燃料取扱ホーム
0:13:20	テスト。
0:13:24	ちょっと一つ確認ですけれども、燃料取扱。
0:13:31	設備、
0:13:32	あと、燃料体とのインターフェースという、
0:13:39	これだけなんでしょうつまり、
0:13:42	ピッチを済み燃料ピットクレーンにおける燃料取扱工具、
0:13:46	だっけ、なんでしょう。
0:13:49	それだけではないような気がするんですが、
0:13:53	九州電力の松木です。すいません
0:13:56	燃料取扱工具、今ご質問ありましたインターフェイスの件についてはですね、燃料集合体を直接掴む燃料取扱工具が、燃料集合体の上部ノズルと、
0:14:11	接触しておりますので、そこがインターフェースの部分であるというところで、回答しているものになっております。で、小チラーではさせて今、
0:14:24	ご説明をさせていただいております資料の 3 ですね。
0:14:27	の資料の、別紙の方にですねPDFで資料番号、ページで言うと 13 ページ目になりますけれども、
0:14:38	こちらの方では、その燃料取扱工具の説明として、
0:14:43	燃料集合体を取り扱う、燃料取扱高を図に示している。
0:14:51	というところになっております。
0:14:57	で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:59	別紙の方へご覧になって記載をさせていただいてはいるんですけども、使用済み燃料ピットクレーンで燃料集合体を取り扱う場合に使用する燃料取扱高 5 図に示すと、と書いておまして、
0:15:11	それから下の方ですね、下から 3 行目に、となりますけれども、燃料取扱棟クレーン及び燃料取りかえクレーンで燃料集合体取り扱えば取り扱う場合においても、
0:15:23	専用の燃料取扱高を用いると。
0:15:26	その分についてはですね燃料集合体と接する箇所の基本的な構造は同様であるというところで記載をさせていただいております。以上になります。
0:15:39	はい衛藤規制庁井藤です。
0:15:44	年使用済み燃料ピットクレーンと燃料取扱棟クレーンと、
0:15:52	燃料取りかえ、
0:15:55	の、
0:15:56	燃料取扱高。
0:15:59	3、
0:16:00	詰める。
0:16:01	を今いただいたのかなと。
0:16:04	で、基本的な構造は同様であると、ということですけども、何か、一応全部図で、
0:16:18	一通り示してもらうことって可能なんですかね。
0:16:27	九州電力の松木です。
0:16:30	今ご質問のあった件は、使用済み燃料ピットクレーンで、
0:16:37	取り扱うときの燃料取扱航空と、あとは、例えば燃料取扱棟クレーン、それから燃料取りかえクレーンで、
0:16:46	使用する燃料取扱工具についてもあわせてへとずれ締めつす。
0:16:54	ことという、そういうご質問といたしますか、
0:16:59	そういうご質問なっておりますでしょうか。そうですねインターフェース形状気にしているわけなのでできれば全部載せて欲しいなところですよ。はい。
0:17:10	そうでしたら
0:17:14	図についてその資料を、
0:17:17	衛藤図についてですねどういった資料がちょっとご準備できるか。
0:17:21	そして検討をさせていただきたいと思います。
0:17:25	基本的に燃料取扱工具、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:28	こちらの別紙に記載の通りですね、ラッチアンラッチするような基本的な構造は1となっておりますので、
0:17:35	はい。
0:17:37	燃料取扱棟クレーンと、あと溝取りかえクレーンで、
0:17:42	燃料取扱用いる燃料取扱高の増ですね、
0:17:48	の準備についてちょっと検討させていただきたいと思います。以上です。
0:17:52	はい。規制庁伊東です。
0:17:55	で、その上でですねすみませんちょっと
0:18:02	私もちょっと知識不足で終わるんですけどこの燃料取扱工具と上部ノズルってのはどうやってくっつけのこのちょっといまちよくイメージできなくてですね、
0:18:13	多分一番いいのは、くっついて図をつけてもらおうとかだと思んですけど、これはどう、上部ノズルにどう接続されるんですかねなんか言葉で説明できれば、いろいろお願いし、
0:18:26	はい。九州電力の松木です。ご質問が燃料取扱工具が具体的にソウノ動燃料、
0:18:34	体を使うのかっていうところをまずご説明だと、いうところで理解しました。
0:18:40	別紙のですね、
0:18:42	詰めと記載のあるところが、
0:18:47	そこに、T爪と呼ばれる部分をですね、燃料集合体の上部ノズルに引っかけるような構造になっています。
0:19:01	ちょっと図
0:19:04	はい。ちょっとホワイトボードに図を記載させていただきます。
0:22:07	すみませんお待たせしました
0:22:11	と、ちょっと簡単に記載させていただいてまして。
0:22:23	ちょっと上部の0、ウエダ燃料集合体を上から見たときの図になっています。燃料集合体ですね、燃料取扱高5、
0:22:34	接近させるわけなんですけれども、そのときに燃料取扱工具を位置決めする、ちゃんと取り扱えるへと燃料自体を掴める、掴むためにまず最初に位置決めをしまして、
0:22:46	位置決めをする品が、この対角上に2ヶ所あります。ここで刀禰の取扱高を、設置しましたら、
0:22:57	これ上部の0衛藤横から見た図なんですけれども、この

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:03	後L字型になっているのが今、すいません、このL字型になっているのが燃料取扱九つ目と呼ばれる部分でして、
0:23:11	ところをですね、ところ広げる。
0:23:14	形で上部ノズルにこう引っかけてですね、それでつり上げるような構造になっています。
0:23:29	はい、規制庁伊東ですけどガイドピンっていうのは何か 88 と 8 にある丸のやつですよ。そうですね。実際何か一つ目の部分。
0:23:42	はガイドピンに引っかかるんですがそういうわけではない。
0:23:47	ガイドピンに引っかかるわけ、えとつめはですね上部ノズルを取り扱うときに上部ノズルをひっかける部分になっておりまして、ガイドピンに、
0:24:01	設置するのはですね。
0:24:06	そうですね。
0:24:43	ようやく何となくわかりました。爪の外側の何だ。
0:24:50	暴行というか、
0:24:52	出てる部分がガイドピンにはまって、その煽りっていう、ラッチ状態になるっていうこと。
0:25:00	ですかね、母、
0:25:03	あ、九州電力中沢でございます。
0:25:06	ガイドピンについてはご理解の通りですね、今ちょっと片側アンラッチ状態側にしかガイドピン書いてませんけど、一番下までこう伸びてるやつですね。
0:25:16	こちらがガイドピンになりまして、これを差し込んで穴に差し込んで、着底させて、降雨自体をですね、着底させて、その上で、操作棒を下ろすことによって、機械的な
0:25:30	操作で、爪をかませると、上部ノズルのところにですね、
0:25:35	その上でロックピンをまわしてロックした上で動かないようにして、吊り上げるっていうことになり
0:25:44	はい。規制庁伊東です。大体はわかったような気がするんですけど、ちょっとうやっぱリズムがあった方がいいかなというところがあって、
0:25:56	ちょっとおりにきて、
0:26:01	ラッチして、持ち上げ、
0:26:04	するとどういう見た目になるのかというところですね、
0:26:08	兵
0:26:10	図面で示してもらえればと思いますが、可能でしょうか。
0:26:13	九州電力中園でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:15	多分、今おっしゃられたように図面は、集合体に取扱高がら、着底した状態。
0:26:25	で、さらに、ろ爪を引っかけた状態の図があれば、つり上げたときはその状態と変わりませんのでそのまま持ち上げるだけなので、それがわかるような図があれば、より理解が深まると理解しましたので、
0:26:40	図面につきましてはちょっと当社の方でまた、
0:26:44	よりわかりやすい図を検討したいと思います。以上でございます。
0:26:50	はい。規制庁伊藤です。
0:26:55	あとインターフェースの話が長く、
0:27:00	ているんですけど、マツオについてない。
0:27:05	追加でいくとですね。
0:27:07	これ、今説明のあった使用済み燃料ピットクレーンの燃料取扱工具って、
0:27:15	今日のヒアリング資料の
0:27:21	20、
0:27:23	8 ページ。
0:27:28	28 ペーで、
0:27:32	使用済み燃料ピットクレーンの概略図。
0:27:37	ナカノ。
0:27:40	ナカには書いてないってことなんです。
0:27:45	九州電力松木です。はい。28 ページ目に記載の使用済み燃料ピットクレーンの概略図の方には、燃料取扱工具は記載はしてありません。
0:27:56	以上です。
0:27:57	はい。
0:27:59	記載をするとすると、どこに書かれるんですか。
0:28:04	九州電力松木です。こちらに燃料取扱高を記載するとすると、
0:28:09	ホイストモノレールというところアノイセタジリというフックと書いてあるところにですね、
0:28:16	燃料取扱高を引っかけるとなると、
0:28:22	以上です。
0:28:40	規制庁伊藤です。たびたびすみませんけどホイストモノレールに引っかけた図っていうのは、
0:28:50	出していただくことって可能なんですかね。
0:28:52	ちょっといろいろちょっと
0:28:56	イメージがつかみづらいところがあってですね一般、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:02	何か一般人の目からすると、
0:29:09	九州電力中園でございます。
0:29:13	お出ししてる資料でですね今ご指摘があったSFPクレーンの方ですね、こちらの図と一緒に書き込むとですね、なかなか
0:29:23	図が煩雑になってしまうところもありますので、わかるような形で、要はピットクレーンでつったような状態がわかるような形の
0:29:32	正式な図面というよりイメージ図になるかもしれませんが、
0:29:36	どんな形で写ってるのかっていうのがわかるような感じの図をお出ししたいと思います以上でございます。
0:29:43	はい。イセとイトウです。お願いします。
0:29:49	でないとですねちょっと11月1日でしたっけ資料3の中に書かれてる情報と、今日出てきた資料の28ページの情報を、
0:30:01	つなぐものがないとかです。
0:30:07	と、
0:30:08	前、
0:30:10	全体像が見えにくいところ
0:30:13	あるので、そこはお願いしますと。
0:30:18	と、
0:30:20	そう例。
0:30:22	ですね。
0:30:23	結局インターフェース形状に変更がないってことで、
0:30:31	クレーン
0:30:33	クレーンクレーン。
0:30:35	クレーンとあって、
0:30:39	麻生クレーン関係でいうとですね。
0:30:45	使用済み燃料ピットクレーンの方で、
0:30:52	別の分野のヒアリングで確認をし、
0:30:56	していいと聞いてるんですけど誤操作の防止の関係で、グリッパチューブ、
0:31:02	グリッパチューブという、飛田千葉のグリッパと、
0:31:06	燃料用取扱工具が、
0:31:09	何だ、
0:31:12	1号機と2号機の燃料を、
0:31:17	掴むやつと、四、五、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:20	期の燃料を使うやつとで分けていて、それによって、誤操作を防止するってところの説明
0:31:29	あったのかなと聞いてますと。
0:31:32	で、グリッパチューブって、
0:31:37	どういうものかっていうと、
0:31:41	何か図面とかって出してもらえるんでしょうけど、
0:31:46	燃料取扱工具のこの図の中にあるんですか、それとも別のものなんですか。
0:31:57	九州電力松木です。グリッパー中部呉についてですが、
0:32:03	資料別紙ですね、の燃料取扱工具の図の方にはグリッパチューブのAグリッパチューブとコウですね、を説明するところはございませんので説明するとなると、またちょっと、
0:32:16	そのグリッパチューブを、
0:32:18	を持つような、
0:32:20	音の取扱高コウノ上また別途、
0:32:23	ご用意して、ご説明することに、となると考えてございます。
0:32:28	以上です。
0:32:30	はい。規制庁伊藤です。
0:32:32	その誤操作防止の関係でのヒアリング側の資料で出されるのかもしれないんですがまずそれ、
0:32:42	それであればそれでいいんですけど、こっちの分野の説明をするときにも
0:32:49	どこの資料の関係でどこの資料で回答してますみたいな、説明をいただきたいなと思っているところです。よろしいですか。
0:33:03	はい。九州電力松木です。衛藤。
0:33:07	先ほどの組織事項とも関連するんですけども
0:33:11	事業取扱高のですね、
0:33:14	例えば燃料取扱棟クレーンだったり燃料取りかえクレーンで用いる図面をご準備する中で、そのグリッパチューブの記載についても、
0:33:24	アノんと、
0:33:25	当該グリッパチームに該当するのか、わかるように一応記載をさせていただきたいと考えております。以上です。
0:33:36	はい。衛藤規制庁伊東です。
0:33:39	わかりました。
0:33:41	で、あとは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:47	クレーン以外の今日の資料に載っている。
0:33:52	燃料体、
0:33:53	等の取扱施設も、
0:33:58	7 ページで、
0:34:03	新燃料エレベーターというのが載ってます。
0:34:08	で、これは、
0:34:14	と、
0:34:16	エレベーター
0:34:17	という。
0:34:20	てるんですけど、
0:34:23	何だろう。
0:34:24	藤。
0:34:28	ただこれは、燃料体がむき出しのままなんかをおろされていくようなイメージなんですかね。
0:34:37	九州電力の松木です。江藤。はい。新燃料エレベーターに衛藤新燃料集合体を
0:34:46	半期というふうに書かれていただいておりますけどそちらの方に載せまして着底させまして、
0:34:52	それを使用済み燃料ピットの方に、鎮目金で、
0:34:57	いく。
0:34:58	行って、承認のピットの方に、
0:35:01	移送するような、
0:35:03	ものになっております。イメージとしてはですねその関連がわかる図として
0:35:10	19 ページ目に、
0:35:14	燃料、
0:35:15	の当間作業がわかるような位置の流れを示した図をちょっと野瀬佐瀬記載させていただいております。
0:35:22	で、
0:35:26	右の方に来新燃料貯蔵庫とちょっと記載をさせていただいておりますけれどもそちらから新年度集合体をつりへと取り扱いまして、
0:35:35	使用済み燃料ピットの方に持っていくにあたってですね、途中で新燃料エレベーターと
0:35:42	すいません新燃料貯蔵から若干左の方に進んだところにですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:46	新燃料エレベーターと記載させていただいておりますこちらの方に新燃料集合体を乗せて、そのエレベーターで加工させてですね、
0:35:57	使用済み燃料ピットの方に運ぶというふうな、そのような
0:36:03	目的で設置しているものになっております。
0:36:06	以上です。
0:36:09	藤規制庁イトウ提出。
0:36:11	ですね。
0:36:13	まず、27 ページで、半期っていうのはどこのことを指してるんです。
0:36:30	九州電力松木です。衛藤伴期っていうのはですね
0:36:34	この診療レベルの方はコウのような形状をしているところを指しております。
0:36:41	です。
0:36:44	九州電力中園でございます。今の説明にちょっと補足させていただきます。今ご覧いただいている図でですね。
0:36:50	あたかも集合体を表してるような図になっておりますが、こちらの方はですね、集合体がすっぽり入るような、長方形の長尺の箱になります。
0:37:01	この箱の中に、
0:37:04	工具を使って、新燃料を持ってきまして、
0:37:08	そのままするするとこう着てさ、箱の中で着底させるまでクレーンを下げます。
0:37:15	クレーン取扱高をアンラッチしまして、この箱ごと、
0:37:20	集合体が入った箱ごと、過去、まっすぐ加工していくような感じになります。なのでエレベーターという言い方をするんですけど、そういう動きをすることになります。なので半期っていうのはどこかって言われると、
0:37:32	今、ちょうど半期とさしてるところの、
0:37:36	長方形の箱ですね、長く長い箱ちょうど縦線が入ってる箱になりますけど、こちらの方は半期になります。以上でございます。
0:37:48	え。
0:37:48	藤はい規制庁イトウですけど、あれは半期っていうのは運営から下まで何か。
0:37:54	箱があるっていうイメージなんですかそれとも何か、燃料体終えたコウを下げるような意味。
0:38:16	はい。九州電力松木です。こちらの図でですね、
0:38:20	半期とこう矢印させてあるところ、
0:38:24	が

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:25	半期が一番上まで、燃料集合体新燃料集合体を、
0:38:31	あと半期載せるために、
0:38:33	その半期自体が、一番上に来てるところまでの増え等、示しております。これはそのまま燃料終身燃料集合体を、
0:38:43	着底させた後にですね、
0:38:46	そのまま真っすぐ下までずっと下降して行って、
0:38:49	その同じ図になんですけども、
0:38:52	半期が一番下までできているときの図も、あと合わせて示しているものになっています。
0:39:02	以上です。
0:39:03	規制庁伊藤ですけどだから、半期っていうのは大体、燃料集合体がすっぽり入るぐらいのサイズで
0:39:13	て、その半期に粘土状態を入れて、その箱ゴトウ下がっていくってそういうことです。
0:39:20	はい。九州の松木です。ご理解の通りでございます。
0:39:24	はいはい。
0:39:25	本当反旗ってのがあるんだけど、この図ではそれが見えてなくて、何となく何かむき出しみたいなのうに見えちゃってるけど、
0:39:33	だから、
0:39:35	本当は外側から燃料集合体の姿が見えないとそういう感じなんすかね。
0:39:58	吸収力松木です。燃料集合体が、全く外から見えないようなんですよ。本当に、
0:40:08	周囲を壁で囲まれてるような箱物のようなものかどうかっていうご質問だというふうに理解したんですけども。
0:40:17	その半期の、
0:40:19	何ですかねと。
0:40:21	仕様といいますかどういった形状の箱か。
0:40:25	要はスケルトンのようなものになっているのか、
0:40:30	外側から外から、
0:40:32	燃料集合体が見えるようなものなのかどうかっていうところについてはちょっと、
0:40:36	再度確認させていただいてまたご説明させていただけたらと思っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:42	土岐セトイトウです別のスケルトンでも色つきでもいいと思うんですけど、です。
0:40:49	だから、
0:40:49	簡単に言うと、
0:40:54	半期っていうのは、インターフェースになるんじゃないかっていうところですよ
0:40:59	その理解は間違ってます。半期の中に入れるんですよインターフェースですよ一応。
0:41:07	はい。きっと九州電力松木です。藤インター、燃料集合体とのインターフェースというところでご質問いただいております、
0:41:19	そのインターフェースというところにつきましては、その燃料集合体と、直接取り扱おうと、接触するというところで、燃料取扱高が上部ノズルを直接紙に、
0:41:40	エツて。
0:41:45	すいません九州電力中園でございます。今おっしゃられるルール通りですよ
0:41:50	新燃料エレベーターとのインターフェースという意味では、主、集合体の外寸とエレベーターの箱の先方がインターフェースになるとは考えております。
0:42:01	で、そのインターフェースにつきましては、今お示ししてる資料の
0:42:07	27 ページですよ今見られてる図。
0:42:11	の上の文章のところ、一番西郷のところ、また集合体の台数が変わらないため設計方針変更はないということでインターフェースとしては外寸で、
0:42:21	これが変わりませんよということは、文書では示しております。
0:42:25	以上でございます。
0:42:31	はい。規制庁伊東です。
0:42:35	そう。
0:42:44	上で文書で書いてある。
0:42:47	通り、
0:42:48	ウダというのはそれは、そうなんだろうと思いつつ、
0:42:57	半期ってどういうもので使って、
0:43:00	図で出してもらったことってできるんですか。
0:43:07	九州電力中園でございます。今、ご確認ありました事項としましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:14	新年度エレベーターの半期、半期の中に集合体が入った状態で、インターフェースとしてはきちんと確保されてると、例えばぶつかったりするよ うな寸法になってないとかですね。
0:43:27	その辺が見れるような図があれば良いという理解でよろしいでしょうか。
0:43:31	はい。おっしゃる通りです。
0:43:39	もともと事実確認リスト。
0:43:43	12番で聞いてたのは、インターフェース形状に変更はなくていうところ なので、
0:43:49	インターフェース形状を知りたいなというそれに尽きるんですけども、 その辺の
0:43:56	信頼のエレベーターで言えば、
0:43:59	反気が
0:44:01	千波半期に入ると切って、燃料取扱棟クレーンで吊り上げてそのまま 半期に入れる。
0:44:11	はい。九州電力松木です。はい。半期で新燃料集合体を入れる際には ですね、
0:44:19	燃料取扱棟クレーンを使いまして新燃料集合体をつつて、それを半期に 総括、挿入することになります。以上です。
0:44:30	はい。それで半期に入れて下がって行って、下がっていった状態から取 り出すときは、
0:44:39	使用済み燃料ピットクレーンで取り出すってことです。
0:44:44	はい。はい、ご理解の通りでございます。
0:44:47	はい、わかりました。だから、
0:44:49	さっきのクレーンの話にプラスしてるのはやっぱり半期とか、
0:44:55	はい。
0:44:57	はい。
0:45:01	わかりました。
0:45:10	とソレックラー
0:45:12	2ページ後に行ってですね。
0:45:16	燃料移送そ、
0:45:18	燃料移送装置につい、
0:45:22	て、もう
0:45:24	等、
0:45:32	どうやって燃料移送装置まで持ってくるのかと、燃料装置で移送スター トにどうやって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:42	を伝えるのかっていうところを確認したいんですけど、江藤持ってくる。
0:45:48	木は、
0:45:53	何、何クレーンを使うんでしたっけ。
0:45:56	はい。九州の熊崎です。燃料移送装置燃料体を持って来る時はですね、使用済み燃料ピット、すいません、使用済み燃料ピットクレーンを使って、
0:46:08	燃料体をつり上げまして、それを燃料輸送装置の方に装荷することになります。で、
0:46:19	装荷された燃料体をですね、
0:46:24	燃料移送使いまして、原子炉キャビティ側に持っていった。
0:46:29	ものはですね。
0:46:30	燃料取りかえクレーンを使いまして、燃料体を吊り上げるというところになっております。以上です。
0:46:38	はい。ありがとうございます。
0:46:42	おろしていつて寝かせるのと、寝かしてるのをおろすに関するのます上場ウエマツようにするのが、
0:46:53	このリフティング機構。
0:46:58	九州大学松木です。はい。ご理解の通りでございます。
0:47:20	はい。
0:47:23	おっこり末子。
0:47:25	と、
0:47:39	はい。
0:47:40	承知しますと。
0:47:43	と、それ。
0:47:45	で、
0:47:46	ちょっとナンバー12番の関係が長くなったんですけど
0:47:50	もともと前回のリストも、ナンバー11番の関係の回答。
0:47:57	どこに書いてあるっていうお話でした。
0:48:11	99 松末とすいません少々お待ちください。
0:49:37	吸収力松木です。すいませんお待たせいたしました。ナンバー11位のご質問につきましては、回答としましては、12月の1日に提出してございます資料の3のですね、
0:49:51	ページの2、
0:49:53	2、
0:49:55	ステージの2、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:56	と、それと、
0:49:58	衛藤。
0:50:10	ページの 2、説明しております、ページ 2 とあわせてページの 13 ページ目、別紙の 1 ですね、こちらの方でもその燃料取扱高の図を使って、ご説明をしていると。
0:50:21	というところになってございます。以上です。
0:50:27	規制庁伊藤です。
0:50:30	12 月 1 日の資料 3-2、2 ページというのはこの図 1 のところでしょうか。
0:50:43	はい、システム課松木です。はい。ご理解の通りでございます。
0:50:48	規制庁衛藤です。そうですね確かに新燃料の搬入から使用済みのエンファンスとまでの取り扱いに変更はない。
0:50:57	という部分はあるんですけど、
0:51:05	それ以外はもうインターフェース形状の話だけですよね。何かあまり燃料の使用との関係とかがわかる。
0:51:13	るような感じはしないんですけど。
0:51:20	ちょっと私も電圧 1 日の資料はあまり読み込めてないので、
0:51:26	とりあえずここ、この話はここで止めます。はい。
0:51:31	あと、
0:51:35	前回のリストの灰色関係でいうと、No.13 への回答で、どこに
0:51:46	減少があった 4A からタケツグでございます今回の自治会リストのナンバー 15 枚の、
0:51:54	前回 11 月 21 日リングの事実確認事項の No.13 に対する回答ですけれども、こちらも他の
0:52:04	ヒアリング、案件のヒアリングで同様な質問を受けてまして、
0:52:08	まず資料にはすでに反映をしております最新の審査会合資料ですね、12 月 26 日の審査会合、
0:52:19	資料の 1-2 の方で、資料中に、本文の 5、
0:52:28	に関する記載は除く条文に対してしてございます。以上です。
0:52:34	はい。12 月 24 日の会合資料で、
0:52:38	反映してますということで承知しました。
0:52:43	はい。
0:52:44	ソウル、今野が、
0:52:48	No.15 関係。
0:52:52	ちょっと次に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:54	10、どうぞ。
0:53:00	規制庁鈴木です。先ほど
0:53:04	イトウがNo.12 関連として、
0:53:09	12 号の燃料取扱航空
0:53:13	ところ使い分ける。
0:53:15	4 号の燃料取扱交付
0:53:18	を使い分けて誤操作防止するという、
0:53:21	話をしたところで、出てきたグリッパーチューブとグリッパ
0:53:25	の話ですけど、
0:53:32	10 月 12 日の防護設計共通関係のヒアリングにおいて、その部分の 確認を、
0:53:42	していて、
0:53:44	12 号の燃料取扱工具というのがある。
0:53:48	それから 4 号の燃料取扱工具っていうの
0:53:52	で、
0:53:53	それぞれの炉の燃料、
0:53:55	それぞれの専用工区で、
0:53:58	使い分けて、
0:54:00	跨って使えないことによって誤操作を防止しているっていうふうに、
0:54:07	理解をしているんですけどもそ、それ。
0:54:11	のところで出てくるグリッパーチューブとグリッパーっていうのはこれは 別に共通のもの。
0:54:17	要するに 4 号の施設。
0:54:20	取扱施設設備
0:54:23	のものという。
0:54:25	ことでよろしいですかね。
0:54:32	ちょっとその辺が先ほどグリッパーチューブグリッパについて、
0:54:38	形がわかるようなものを示していただくという話だったんですけど。
0:54:43	そそこがアノ 4 号炉取扱施設設備の、
0:54:48	グリッパーチューブ立派であれば、それ自身は、
0:54:53	扱う、
0:54:55	所属のね、燃料集合体と関係なく、
0:54:59	共通で使うものなのか、それとも、それすらも、
0:55:04	4 号炉時は使い方を使うものと、12 号の取り扱い候補を使うもの。
0:55:10	で分けているの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:13	はい。この場で答えられなくてもいいんですけど、もし使い分けてるんであれば、
0:55:17	そのグリッパーチューブグリッパ、
0:55:20	含めて、
0:55:22	その 12 号用のものと、四、五のものの説明を欲しいなと思う。
0:55:26	ですけど、
0:55:29	九州電力中園でございます。グリッパーチューブの話ですねグリッパーグリッパチューブの話につきましては、今、ナンバー15 で次回をご回答するという形になっておりますので、
0:55:43	今の確認も踏まえましてですね、ご確認を踏まえまして、回答できるように準備したいと思えます。以上でございます。
0:55:51	正常スズキですはいお願いしますそれでちょっとその絡みでですね。
0:55:56	今日の資料の、
0:55:58	30 ページ最後のページ、燃料取りかえクレーン
0:56:03	なんですけどこの図を見てると、
0:56:07	マストチューブっていうのがあって、
0:56:10	これ、燃料取扱クレーンはこのマストチューブこの先何か、
0:56:15	そのグリッパーみたいなものがついてるんであれば、先ほど言ったグリッパチューブグリッパーっていうのは、燃料取りかえクレーンでは
0:56:24	使わないもの。
0:56:25	或いは、備わってないものなのかそれとも、
0:56:29	グリッパちゅうグリッパそのものも全部なんか使いますとかそれぞれついてますとかそういうことになるのか。
0:56:39	理解できてないので、
0:56:41	使用済み燃料ピットクレーン、
0:56:44	で、
0:56:45	吊り上げるときに、
0:56:46	使うもの、それから、
0:56:51	燃料取扱とクレーンで、
0:56:55	吊り上げるときに、
0:56:56	使うもの。
0:56:57	それから、先ほど言った燃料取りかえクレーンで、
0:57:01	使うもの、それが何かどういう、
0:57:04	ものが実際に使われている
0:57:07	ちょっとその辺も、わかりやすく説明をしていただきたい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:13	九州電力の風間です。承知いたしました。No.15 の回答に合わせて、
0:57:19	使い方とかですね、使う対象のクレーンはどれかとかですね、対象の機器はどれかとかいうのも合わせまして、綺麗に整理をして、
0:57:30	ご回答したいと思います。以上でございます。
0:57:37	藤廃棄とイトウです。
0:57:41	それでは次に、
0:57:44	サトウ、
0:57:45	原子力発電本部からタケツグでございます。
0:57:49	先ほど、No.15 の事実確認、前回の確認事項リストNo13 と等の資料で審査会合、12 月 26 日付の審査会合資料 1-2 と申し上げますが、ちょっと訂正して市野さん。
0:58:01	の方でしたので、はい。訂正いたします以上です。
0:58:07	アカセとイトウです確かにそうですね市野さんですね。はい。若山。
0:58:12	衛藤。
0:58:13	手塚栗栖と 16 番、
0:58:16	根井きます。
0:58:17	今回の資料の 1-1 ですか。
0:58:26	アノ 15 条の各
0:58:29	条文で、
0:58:34	要求対象設備、評価対象、設計観点、具体的
0:58:39	で、
0:58:40	と記載がされています。
0:58:44	すいませんまずちょっと、要求対象設備と評価対象というのはどう違うのかという
0:58:58	はい。九州電力松木です。資料 1-1 の表でお示しております。要求対象設備については、
0:59:06	各条文の主語のことをとさしております。
0:59:10	例えば、15 条のスタッフ 15 条の 3 項ですと、
0:59:16	燃料体というものは上部に書いておりましてそれを対象にしておりますして、
0:59:23	評価対象につきましては、実際に
0:59:28	評価をするときに、
0:59:32	対象としているものについて、具体的に記載をしているものになってございます。
0:59:42	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:48	藤規制庁の伊藤です。
0:59:51	それ一でですね評価対象ってのは実際に評価をしている対象ってことだったんですけど、
1:00:01	ちょっと条文、条文への適合性を確認する範囲としては、
1:00:09	要求対象設備等、評価対象どっちになるんでしょうか。
1:00:14	九州電力松木です。衛藤。
1:00:16	適合性を確認する対象範囲としましては要求対象設備が対象だというふうに考えてございます。
1:00:27	以上です。
1:00:28	規制庁伊藤です。となると、例えば 3 号、
1:00:33	3 項だとですね、燃料法以外の
1:00:36	清様、津野です。
1:00:41	以下、参考の例でいうと、燃料体がよ、要求対象設備で燃料棒以外の構成要素が評価対象ですと。
1:00:52	設計観点と具体的な設計では、
1:00:56	燃料棒以外、構成要素について書かれているの。
1:01:02	かな。
1:01:04	そうすると、燃料 5 についてはどうなんだろうかっていう。
1:01:10	質問になるんですけど、
1:01:14	要求対象設備には入ってる
1:01:16	燃料棒、
1:01:17	ここはどうやって適合性確認してる。
1:01:24	九州電力の松木です。ご質問が評価対象、すいません。例えば 15 条の 3 項のところは 0 になっておりますけれども、評価対象として、燃料棒以外の構成要素となっていると。
1:01:38	燃料棒が入っていないところについてどう考えてるのかというところだとちょっと理解していますが、
1:01:45	まず
1:01:48	評価対象として等、何を選定するかというところにつきましては、
1:02:02	すいません、設置許可基準規則の
1:02:09	15 条の解釈の方にも記載をして、記載がありますけれども、
1:02:17	15 条の 8 番で、
1:02:20	あと具体的な評価は、発電用軽水型原子炉の燃料設計手法についてなどによるというふうに記載がされております。従いまして評価としましてはこの発電用軽水型原子炉の燃料設計手法についても

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:36	であったり、あとはですね、
1:02:39	加圧水型現象に用いられる、17行17列型の燃料集合体について、確認しまして、評価すべき対象範囲というのを考えております。
1:02:51	それで燃料棒以外の構成要素等と考えておりまして、設計の観点として、
1:02:57	そういったセット今記載してあるような部材のところをと書いているというふうなところになっております。以上です。
1:03:07	規制庁伊藤です末は具体的な評価云々は
1:03:15	とか、解釈の方では、第2項の関係で書かれてるんですけどこれは、
1:03:21	第3項の方の評価でもこの指針とかを使うんですとそういうそういう説明ですか。
1:03:30	九州ヤマザキすみませんもう一度ご質問、確認させていただいてよろしいでしょうか。今15条3項の関係での質問をしますと、さっき会社、
1:03:41	すいません、
1:03:44	アメリカです。
1:03:45	峯古謝
1:03:49	書いた最後、
1:03:50	具体的な評価は燃料設計手法について等によるっていうのが最後に書かれて、これは15条全体にかかっているとそういう説明です。
1:03:59	九州電力松木です。はい。こちらの具体的な評価が15条全体にかかっていると考えております。
1:04:07	はい。規制庁伊東です。そうするともうちょっと聞きたいのは、やっぱり3項ではなぜ、
1:04:16	燃料棒以外の構成要素。
1:04:20	だけの評価対象としてるのかって話なんですけど、この連敗とお願いします。
1:04:26	九州電力中園でございます。15条3項につきましてはですね、技術系設置許可基準規則の解釈におきましてですね、
1:04:35	第3項に規定する燃料体については、燃料棒以外の燃料集合体の構成要素を意味するというふうに記載がございますので、当社としてはそこを読み取って、そういうふうに評価をしております。以上でございます。
1:04:49	はい規制庁イトウです。そうすると、何か要求対象設備、もうそもそも燃料棒以外の構成要素なんじゃないかという気もするんですけどそういう考え方はとってないと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:03	九州電力中園でございます。
1:05:05	そうですね
1:05:08	条文、そのものから読み取ると、燃料体と集合がなっておりますので、
1:05:14	そこはちょっと区分けをした方がいいのかなと、当社としてはですね、そう 思ってますね、要求されてるのは燃料体だけ、実際の評価は、構成 要素以外でやってるところもあり、ありまして、
1:05:26	区分けして記載した次第でございます。
1:05:33	藤規制庁イトウです。やっぱりですね何か要求対象が燃料体ですって 言い方だとやっぱ、
1:05:41	燃料棒以外の個数予想について評価をしましたっていう説明だと、燃料 棒についてはどう考えてるんですかっていうそういう質問が出る。
1:05:55	だから、燃料棒について、15条3項への条文適合性はどのような
1:06:03	整理になっているのか、ちょっともう一度説明します。
1:06:18	九州電力中園でございます。ちょっと繰り返しになりますけど、設置許可 基準規則の解釈、こちらの方に、第3項に規定する燃料体について は、燃料以外の燃料集合体の構成要素を意味すると。
1:06:32	いうふうに明記されておりますので、燃料棒以外の構成要素としており ます。以上でございます。
1:06:44	規制庁伊藤です。
1:06:53	であれば、この表に書いてもいいんじゃないでしょうかっていう気がする んですけども。
1:07:01	九州電力中園です。おっしゃられたようにですね、
1:07:05	指針の進路っていうかちょっと正しいかわかりませんが、評価対象と いう言葉が余あまり適切ではなくて、要求対象設備そのものをきちんと かて書けばいいのかなっていうところをと理解しましたけど、よろしいで しょうか。
1:07:22	そうですね。
1:07:25	あのような、ちょっと書き方微妙ですけど、要求対象設備、
1:07:33	は、
1:07:34	まずそんと、そもそも要求対象設備と評価対象の定義をちょっと変えて もらいたい。
1:07:39	と、評価対象設備はこれ燃料以外の構成要素ってなっている理由も知 りたいんです。
1:07:46	それも、追記してもらいたいなっていうところでその関係で、解釈の話も 出てくるのかもしれないんですけどそこら辺を説明を充実させて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:57	もらっても、
1:08:02	九州電力中園でございます。要求対象設備、評価対象設備がそれぞれ意味する。
1:08:09	あとは何かっていうのは
1:08:12	そうですね。記載はできると思います。要求対象設備につきましては、
1:08:18	条文の主語となっているものを挙げてますと、評価対象手数料につきましては、解釈や、評価してるものを、実際のものについて記載をしますというふうに記載ができると思っております。
1:08:30	あと、
1:08:31	なぜ燃料 5 以外の集合体構成要素でいいのかっていうところにつきましては、
1:08:38	ちょっとそこは、解釈上そう記載されているということもありまして、我々の方で
1:08:46	はい、解釈でそうなってますっていうところです。わかりました説明的には、了解しましたありがとうございます。
1:08:55	はい。
1:08:56	はい、ありがとうございます。
1:08:58	はい。規制庁イトウです。その関係で、他の
1:09:05	15 条の項について見てくと。
1:09:08	と。
1:09:09	4 項については、
1:09:12	評価対象が燃料被覆材になってる。
1:09:17	で、これは何で燃料被覆材になってる
1:09:24	九州大学の松木です。すいません
1:09:27	こちらの 15 条 4 項が、評価対象燃料被覆材と、としているところにつきましては、
1:09:33	すいません先ほど私がご説明等をさせていただいておりました 15 条の、
1:09:38	解釈のところの 8 項に記載がありますけれども、具体的な評価としてですね、
1:09:47	その発電用軽水型現象の燃料設計手法についてや、
1:09:52	あとは、担い方現象に用いられる 17 行 17 列型の燃料集合体について、記載のものを参考にして、年度被覆材の方へと評価対象としていると。
1:10:04	いうふうに考えております。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:08	す規制庁イトウです。そう。間違えてその具体的な場所を教えてもらったんですが燃料設計書とか、17 掛け 17、
1:10:19	のところの中のどの部分のことを言ってるのか。
1:10:26	はい。九州の松木です。
1:10:29	1077 燃料セキ、17 行中のアイザワ燃料集合体についての、
1:10:36	ナカノですね、2 ポツ設計。
1:10:40	の、
1:10:41	ところに該当すると考えております。特に、ニノイチ構造設計基準というところになります。
1:10:49	以上です。
1:11:03	当期セトイトウです。
1:11:05	ええ。
1:11:07	藤。
1:11:08	ちょっと待ってください。
1:11:30	藤規制庁イトウです。ちょっとこの関係は詳細は追って確認します。はい。
1:11:39	続きます。15 条のゴコウなんですけれども、
1:11:43	床、これは、
1:11:46	評価対象が燃料棒になっていますと。
1:11:53	ここについては理由は、
1:11:56	何でそうかというので、教えてもらいたいんですが、
1:12:02	はい。九州電力の松木です。こちらの 15 条 5 項の評価対象燃料棒と、
1:12:10	している理由につきましては、
1:12:13	こちらです、同じく、その 17 価基準、
1:12:20	少々お待ちください。
1:12:24	あ、すいません。
1:12:28	すいません。こちらの方につきましては、会費 15 条の解釈の、
1:12:35	6、6 項になります。第 5 項に規定する、通常運転時における圧力温度及び放射線に起因する最も厳しい条件とは、
1:12:44	燃料棒の内外圧差、電力及び他の材の照射と、後で事務所続きますけれども、
1:12:52	こちらの方の記載を参考にして、燃料棒というふうに対象を考えております。
1:12:58	以上です。
1:13:05	はい規制庁伊藤です。解釈のところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:11	書かれている。
1:13:13	で、
1:13:16	と。
1:13:17	例えばなんですけど燃料棒及び
1:13:23	他の材料の照射って書いてある他の材料っていうのは、
1:13:29	燃料棒とは違うような気もするんですけど、
1:13:35	そこら辺も含めて、
1:13:37	燃料棒が評価対象っていうことになるんですかね。
1:13:53	はい。平子松木です。そうです。衛藤。
1:14:04	はい。他の材料の照射。
1:14:07	朝少々お待ちください。
1:15:19	九州の熊崎です。今ご指摘ありました、他の材料照射というところなんですけども
1:15:25	その解釈の2行目の、
1:15:28	最後のところなんですけども、燃料棒というところですね、燃料及び他の材料の照射負荷の変換により起こる圧力及び温度の変化っていうふうになっておりますので、
1:15:38	他の材料っていうのが、例えば、案内シンプルであるとか、
1:15:43	迫ったように、衛藤理解しておりますけれども、
1:15:48	なのでマキヤマ対象としましては、燃料棒というところで問題はないのかなというふうに考えてございます。
1:15:59	衛藤規制庁イトウです。
1:16:02	今の話をね分たま材料の照射負荷の変化に送る圧力及び温度の変化っていうのがあるんだけれども、
1:16:12	この圧力及び温度の変化ってのはあくまで燃料棒について言っているとそういうことですか。
1:16:20	はい。九州の熊崎です。はいはい。そのご理解、ご認識をご理解の通りでございます。以上です。
1:16:40	藤規制庁イトウです。
1:16:45	とりあえず第5項の解釈の説明、最も厳しい条件で云々、書かれているのは、
1:16:55	すべて年、寝る号関係、
1:16:58	の条件であるという説明だと。
1:17:04	理解しました説明としては、
1:17:09	わかり、わかりましたというのはちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:13	もうちょっと正整理が必要かなと思って、
1:17:16	説明としては承知します
1:17:23	規制庁ニシウチですけど、
1:17:27	今の点なんですけどね。
1:17:30	まず基準上の読み方からですけど、さっき 15 条 3 項の話の中で、燃料体については、これを
1:17:39	意味しますよっていう形で解釈で明確に書いてますよね。これはおっしゃる通りの解釈の見方でいいと思っていて、まさに本則で要求しているこれっていうのは何を指すんだっていうことを言っていると。
1:17:50	一方ですすね、今の、
1:17:52	5 ゴコウの話って、
1:17:54	規定の仕方が明確に違うと思っていて、
1:17:57	別に燃料体っていうものを指して燃料棒というとは書いていないですよねと、その上でどう書いてるかっていうと、この条件についての解釈をしていると。
1:18:06	条件について解釈している中で確かに燃料棒を中心としてっていうか、燃料に中止関係とスルー、
1:18:13	条件が列記されているとは思んですけど、と書いてますし、果たしてそこでそう読むのかっていうのはちょっとまず疑問ですと。
1:18:21	これ一義単純に解釈だけ読んだ時の話ですすね、読み方として。
1:18:25	だからの解釈読んで明確ですっていうのはなかなかそんなに落ちないなと、ちょっと疑問なのがですすねこれ後任に行って、
1:18:31	コウにも似たような 23 条の要求があつて炉心の上部にありますけども、
1:18:36	これはもう実際に新基準が終わってから燃料体の施工とかマシン制度にあった先行の方の申請でもいただけてますけど、実際には被覆管とか、要は燃料体を構成する部品の条件とか含めてのような説明いただけてるわけですよ。
1:18:49	少しちょっと
1:18:52	範疇が、
1:18:53	の整理がよくわからないなというのが率直なところですよ。
1:18:57	実際に今まで何かこの 25 条 5 項の関係として、燃料棒に限って説明を許可段階要は許可の基本設計の段階ではここに限ってしていました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:09	後任にイクタマ被覆管とかも含めてその他の構成部材すべてについて説明をしていますっていうような、もうスタンスなのであればそれがわかるようなものを明確に出してもらえれば結構かなと。
1:19:18	ただそういったものがないのであればなぜそう限定しているかっていうのが少なくとも基準解釈見る限りもよくわからないですし、ちょっと意図が掴めかねるなというのが率直な、今の
1:19:29	今確認していて思ってるところです。というところでそこら辺に関係するちょっと材料を、
1:19:35	ファクトを整理したものを出して欲しいというような趣旨ですね。
1:19:39	参考おっしゃる通りだと思います。そのままその通り解釈してるので、
1:19:44	午後についてはあくまで燃料体はって言うてる中でその条件を解釈してるものなので、
1:19:49	別にその燃料体の要求範囲を解釈はしていないっていうところの大きな違いはあるかなと思うので同じように何か解釈上で限定してるのかどうかっていうのを少しちょっと検討。
1:19:59	野瀬よく整理する必要があるかなと思っています。
1:20:02	いうところです。
1:20:06	はい。九州電力の松木です。はいご指摘ありがとうございます衛藤。
1:20:10	15条の6項のその解釈につきまして、ちょっと先ほど、これをもって、燃料棒を対象としているというちょっとご説明をちょっとさせていただきましたが、
1:20:22	こちらの件につきまして再度、こちらの方で再度整理いたしまして、
1:20:28	またご説明させていただければと考えております。以上です。
1:20:32	はい規制庁西内です燃料関係を過去こういうふうにちゃんと適用してますよっていう話の、審査実績とかが上にあるのであれば示してもらえればと思いますし、ちょっと自分たちの方でもそういった過去の適用関係については引き続き事実関係は確認をしたいと思いますけども、
1:20:48	純粹に今の許可基準規則を見る限りあまりそういった体系には素直には読めないなっていうのがちょっと、まず、
1:20:54	ちょっと若干感想も含めてですけどね。我々もちょっと適用関係はよくあるのかは、関係性はちょっと確認しておきますのでこちらにおいても過去こうやって考えている過去から同じようにこうやって考えてるんですけどっていうことではそういったものがわかるものを出してもらえればと思います。よろしく申し上げます。
1:21:09	はい九州の松木です。承知しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:19	成長スズキです。ここまでイトウ等に周知から話があった内容っていうのは他の分野でも今まで、
1:21:27	ずっとお話をしてきているところと共通するところがありまして、
1:21:32	12月26日の審査会合でいうと、
1:21:38	費用の1-3。
1:21:43	基準規則適合のための設計方針と申請書の記載整合についてという資料ですけど、ここで、
1:21:51	今言われたような、
1:21:53	基準の本則と解釈。
1:21:56	で要求されてる内容。
1:21:58	それが漏れなく適合。
1:22:01	するという説明が、
1:22:03	まずなされなきゃいけないので、
1:22:05	もれなくっていう範疇がどこまでなのかっていうのが明確になってないと説明しきれない。
1:22:11	で、
1:22:12	かつ、同じ審査会合資料で1-1の条文整理表の方においても、今回変更があるかないか。
1:22:20	という観点で、説明がありますけどそこにおいても、
1:22:25	一つの条文の中だとしても、書いてある内容が多岐にわたると。
1:22:31	変更があるところないところ、
1:22:33	ていうのが、
1:22:34	入り乱れてくるので、そこについてもここについては変更がないんだ、ここについては変更があるんだっていうふうに
1:22:40	明確になると。
1:22:42	審査も非常に効率的に、
1:22:44	できるし、
1:22:46	なぜこれだけでいいのかっていう、
1:22:49	理由もですね、わかりやすいかな。
1:22:53	思うので、その辺意識してですね。
1:22:56	他の分野も含めて、しっかり資料をまとめていただくといいかな。
1:23:03	で、
1:23:03	先ほど新居主事が最後にちらっと、
1:23:06	言いましたけど、これまでの審査実績っていうところですけどそれは、
1:23:11	15条でいうと、解釈の8で書いてあるところそのものだと思う。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:17	例えば 15 コウゴコウでいうと、皆さん、12 月 26 日の審査会合資料を、
1:23:24	1-2 号、
1:23:26	の、
1:23:28	5 ページを、
1:23:31	見ていただくと、
1:23:33	燃料体の機械設計の変更ということで、高燃焼度燃料用のファインコード等を使いますよって、ここで要するに、
1:23:42	燃料体の、
1:23:44	熱機械設計をするときに使う解析コードはエンコードだけじゃなくて他にもう 1 個何かあったような気がしますけど。
1:23:51	それについては、先ほど 1077 の報告書だとか、
1:23:58	熱
1:24:10	燃料設計手法でしたっけ。
1:24:19	そうですね。
1:24:21	燃料設計手法の報告書ですかそういったところでもうすでに、
1:24:26	整理された結果として、どんな内容を評価するためのツールかっているところが、
1:24:34	定まったもの等を今回使っていると。
1:24:37	ているので、
1:24:39	そういう説明をしっかりしていただければ、なぜじゃ 15 コウノ、
1:24:43	ゴコウは、燃料棒だけでいいのかみたいなのは、おのずと見えてくると思う。
1:24:50	いますので、
1:24:51	やってる内容をしっかり説明されれば、
1:24:54	そこに差がある表現になっていたとしてもそれだけでいいんだということは、普通に説明できると思う。
1:25:03	そういうふうな形で説明をされると。
1:25:07	お互いに認識のずれがないかなっていう
1:25:12	のでそういうことも心がけて、
1:25:14	説明をしていただければなど。
1:25:17	お願いします以上です。
1:25:22	九州電力中澤でございます。ご提案ありがとうございます。当社の方でしっかり考えて、
1:25:29	実際にやってることをですね、しっかりご説明できるように、準備していきたいと思います。ありがとうございます。以上でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:39	衛藤規制庁イトウです。
1:25:42	よろしくお願いします。
1:25:44	今一応 15 条、5 法、
1:25:51	一つ一つ聞いてたんですけど、6 項についても同様でして、6 項の 1 号は、なぜ燃料棒
1:26:00	を評価対象としているんですか。
1:26:03	6-2、2 号は、燃料棒以外の構成要素。
1:26:08	を対象にしていますけどこれも、なぜなのかと。
1:26:12	いうところ。
1:26:14	説明をいただければ、どうも、
1:26:20	今何かしら説明できますか。
1:26:24	はい。九州電力松木です。江藤。15 条 6 項 1 号とそれから 15 条の 6 号の対象につきましても、
1:26:33	先ほどから木曾永井学校でご説明させていただきますが、担い方現象に用いられる 17 行 17 列型の燃料集合体についての資料参考に、
1:26:46	しております。そちらの方同士を参考に評価対象としてですね、
1:26:53	燃料棒、それから、
1:26:57	すいません。
1:26:59	燃料棒以外の構成要素ということで記載をさせていただいております。以上になります。
1:27:09	はい。ひとまず説明としては、わかりました。今日の資料でも、ゴコウと 6 項 1 号は、セットで扱われているようなところがあってですね。
1:27:20	先ほどこちらからアノゴコウコウノ関係の
1:27:27	整理をつける関係で 6155、見直しが必要とかそういうことがあるのであれば合わせて、
1:27:35	確認をお願いしますというところで、
1:27:40	はい、九州の小松です。はい。承知いたしました。衛藤記載について件数、こちらでまた再整理、再検討させていただきます。以上です。
1:27:52	はい。規制庁伊東です。わかりました。
1:27:57	No.16 についてはこのぐらいにしまして、
1:28:02	No.17 ですね、
1:28:08	今日の資料の 1-1 ですけれども、
1:28:13	衛藤。
1:28:14	一応この熱機械設計分野は、通常運転時に、
1:28:20	いろいろ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:22	いろいろ、
1:28:23	いう状態です。
1:28:25	具体、今日の資料 1-1、設計観点とか具体的な設計とか書いてもらっ ていてですね。
1:28:35	それ、中身を見るとちょっと通常運転時以外の過渡変化とかDBとかも はい。
1:28:42	まざって説明されているようなところもありますと。
1:28:50	まず、
1:28:51	最終的に資料がどこに入るかっていう
1:28:57	これ、これは一番最初に、今日のヒアリングで一番最初に確認した。
1:29:02	こととも関係するところではあると思うんですけど、
1:29:08	通常運転中と過渡変化ちょっとDBとそれぞれ確認を、
1:29:14	しているという認識でありますので、
1:29:21	少なくともこの熱機械設計の分野では通常運転時絞った説明を、
1:29:26	もらえればなと思っているところです。
1:29:29	で、
1:29:32	前提でいきますとですね。
1:29:34	あと、
1:29:36	例えば、
1:29:39	15 条 3 項、
1:29:41	とかですと、
1:29:46	等、
1:29:47	通常うん。
1:29:49	点。
1:29:50	し、
1:29:56	通常運転中の関係での設計観点と、具体的な設計について、まず説明 してもらえますか
1:30:10	はい。九州電力の松木です。
1:30:13	通常運転時と、運転時の異常な過渡変化時と、
1:30:19	あと切り分けて後日説明することと。
1:30:22	いうところでのコメントの理解をしてございます。こっち、えっとですね資 料の
1:30:30	今回ご提出してる資料、ヒアリング資料通しページ 4 ページ目に記載し ておりますが

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:35	15 条の 3 項につきましては具体的な設計にも書かせております。カーカせていただいておりますが、
1:30:40	当現象における使用期間中の通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において変わる荷重に対して、
1:30:49	確認をしております。で聞き分けて、実際に評価を、
1:30:57	通常の展示と運転時の異常の過渡変化と切り分けて評価をしているわけではございませんで、
1:31:03	運転時の異常な過渡変化時まで含めて、評価をして、それでの健全性が確保されているかどうかと。
1:31:09	いうところで確認をしております。以上になります。
1:31:16	はい。
1:31:16	そうした場合、説明としていただきたいのは要するにか過渡変化時も含めて評価してますと、通常運転時だけのもの。
1:31:28	ものというか、評価はしてないけど、過渡変化まで含めた評価に、
1:31:35	包絡されていると。
1:31:37	というようなそういったイメージでよろしいですか。
1:31:41	九州電力松木です。はいご理解の通りでございます。
1:31:45	はい。
1:31:46	であれば、可能であればそのような形で説明を書いてもらえるとありがたいんですが
1:31:55	イメージはわかりますでしょうか。
1:32:06	修正ノロ松木です。
1:32:08	藤。
1:32:10	今の
1:32:13	伍してキーですと、
1:32:16	例えば 15 条の 3 項では、事故の参考値と話をしますけれども、
1:32:21	具体的な設計、
1:32:24	のところに、
1:32:27	通常運転時の評価も、
1:32:31	運転時の異常な過渡変化時に、
1:32:34	包絡される結果ですというようなことが読めるように、
1:32:39	あそうか。すいません。そう。
1:32:49	九州電力中園でございます。はい。今、ちょっとご指摘のありました資料に関しましては、資料 4 ページですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:58	良いとするおっしゃられてることは、十分わかってはいるのですが当社としては、その書きぶりとして、原子炉における使用期間中の通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において関わる荷重要は両方を含んでますよってという意味合いとしては、
1:33:15	この文書で表してるつもりではございます。
1:33:18	以上でございます。
1:34:09	規制庁伊藤ですですね。
1:34:12	はい。
1:34:15	例えば、うちの方で出てくる
1:34:19	燃料最高中傷燃料抽象化中心温度とかだと、通常、あれ、あっちも通常展示と過渡変化ちょっと分けてないんですけど、分かれてるんですけど、どっちですか。
1:34:35	はい。衛藤。九州電力の松木です。そちらにつきまして 15 条の 6 項 1 号と関わる内容だと考えております。そちらもですね通常運転時及び運転時の
1:34:46	いろんな過渡変化におけるものというふうに整理する。
1:34:53	通常運転時及び、
1:34:55	運転時の異常な過渡変化時における評価ということで崩落運転時の異常な過渡変化時で包絡してる結果となっております。
1:35:06	規制庁伊藤です逆、逆に言うと通常運転時の条件を前提に評価、何か評価をしてるものってありますか。
1:35:26	九州電力の松木です。通常運転時のものと評価しているものと、燃料棒の内圧評価がございます。
1:35:34	以上です。
1:35:37	規制庁イトウ最悪評価というと南條、15 条の欄コウノ関係でしょうか。
1:35:44	失礼しました。99 松末と 15 条の 6 項 1 号の衛藤燃料棒内圧評価になります。
1:35:52	以上です。
1:35:55	通常運転時の評価をしてるのは六甲 1 号の、
1:36:01	うちの燃料棒の内圧、
1:36:05	レスト。
1:36:06	それだけですか。
1:36:17	九州の鎌田木曾です。少々お待ちください。
1:36:44	九州電力の角でございます。ちょっと一つ確認させていただきたいんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:49	今、通常運転時でやってるものという、ご確認だったと思いますけど、
1:36:58	今おっしゃられる意味としては、例えばで言いますと、
1:37:03	燃料中心最高温度ですね、こちらについては、当然その中、通常運転時、運転上の過渡変化時もやってますと、で、
1:37:13	内圧については、以上の方についてはやってなくて通常運転時でもやってますと、通常運転のみ評価をやってる項目をご説明してくださいという趣旨でよろしかったでしょうか。
1:37:27	衛藤喜多というところで粗相ですねつまり通常運転時とカトウ変化等、DBはいいとしても
1:37:38	それぞれ、
1:37:44	ちょっと条文の書き方もいるかもしれないですけどそれぞれで、条文の適合性を確認する必要がある、
1:37:51	あるという。
1:37:53	そういう考え方はありますよね。で、
1:37:56	だからこそ別々の分野で、別々にヒアリングをして確認していたりはするわけで、それにあって、通常運転時は何か過渡変化の
1:38:08	方も含めた評価をやっていてそれに通常運転時も包絡されるっていう説明がまず一つ、パターンとしてはあって、別のパターンとして通常運転時で評価をして、
1:38:19	過渡変化時で評価をしてっていうパターンもあるかなというところ。
1:38:24	もあって、
1:38:26	まず、
1:38:27	ちょっとまずそのパターンがどのくらいあるのかなっていうか、
1:38:36	規制庁スズキです。
1:38:39	糸賀聞いてるところは結構バラバラと聞いてるところもあるし、九州電力もそれにバラバラと答えて、
1:38:47	多分話がかみ合わなくて、
1:38:50	通常運転時は通常運転時です。本店の異常な過渡変化運転Future過渡変化ですって言ったとしても、
1:38:57	燃料棒が、
1:38:59	例えば燃料棒ですね。
1:39:01	燃料棒が、
1:39:03	使われている期間は、
1:39:06	通常運転時であって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:08	その状態を乗り越えている状況下において、運転時の過剰か、異常な過渡変化が、
1:39:15	発生したときにおいても、
1:39:18	さらにそれを、
1:39:19	クリアできるような、
1:39:21	或いはDBAが発生したとしても、
1:39:23	クリアできるよ。
1:39:25	これは例えば機械設計、構造、機械設計で言ったとしたら、
1:39:30	どれぐらいの期間、どれだけ後、
1:39:34	外力がかかっている状態もしくは、
1:39:39	疲労に関わる振動みたいなものが加わっている状態があつて、
1:39:45	その状態から、
1:39:47	異常な過渡変化が起きました或いはDBAを置きましたって言ったときに、
1:39:52	どういうふうに見ていきますかっていうことなので、これバラバラではないと。
1:39:56	ていて、
1:39:57	だからこそ通常運転中にまず、
1:40:00	何の機能を担保しなきゃいけないのか。
1:40:04	15条6項1号でいうと、
1:40:08	通常運転中に、被覆材の放射性物を取り込む機能として、
1:40:14	確保しなければいけない性能っていうのは、
1:40:18	何、燃料棒ですって言った燃料法の
1:40:22	どのパラメータを、
1:40:24	どの範囲内に収めておかなきゃいけないのかっていう話があつて、
1:40:28	じゃあ、そのあと運転時の異常な過渡変化があつた時にそこからヨードンで、
1:40:33	さらにこのパラメータについては、
1:40:36	この範囲を下げたおかなきゃいけないんだって、多分そういう話になるので、
1:40:40	よくよく
1:40:43	考えて、いつの時点で何を評価すれば何を担保できるのかっていうふう
1:40:50	に考えて
1:40:50	その各ステージごとで何を見ていけば、結果的にこの
1:40:55	基準規則の本則なり、解釈を満足できるんだっていう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:00	説明できるはずなんですよ。
1:41:04	そういう観点で、
1:41:07	説明をしていった方が、多分、お互いに何を聞いているかがわかんなくな らなくていい。
1:41:15	私の言ってることを理解でき、
1:41:20	もう1個で言うと15条の3項で言ったら、
1:41:24	原子炉の
1:41:25	安全停止に関わる機能で、通常運転中何を求められますか。
1:41:30	本手順は、異常な過渡変化で何をもち
1:41:34	DBAで何を求められますか。
1:41:37	そういうのを整理していくと、見なきゃいけない図として担保しなきゃいけ ない。
1:41:44	そのメトリクスがはっきりして、
1:41:47	それを、
1:41:48	メトリクスを見るために必要なパラメータって何なの。
1:41:52	して、
1:41:53	そのパラメーターがこの範囲におさまってればこの機能を維持できるん だ。
1:41:58	説明できるはず。
1:42:02	そういう観点で説明をしている。
1:42:04	いただければ、お互い、
1:42:06	理解、
1:42:07	するのに早いんじゃないかなというふうに
1:42:15	私の言ってることわかります。
1:42:23	九州電力中園でございます。
1:42:27	私の理解ですけど、理解はできたかなと思っておりますが、再度確認申 し訳ないですけど再度確認させていただきます。
1:42:36	多分イメージとしましては一つ今、参考の例を挙げていただきました。そ の中で3項については停止機能と冷却機能が要求されていますと、 で、
1:42:49	これは通常運転時両方とも、例えばの話です。両方とも要求があるもの なのか。
1:42:56	過渡変化人に入ったときに、どちらかはもう見なくていいものなのかと か、そういう切り口で整理をしていくっていうイメージでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:08	規制庁スズキでそれは荒っぽ過ぎるの余計わからなくなると思っていて、
1:43:13	ちょっと私停止機能のところについて通常運転中に求められる。
1:43:18	安全に停止するための停止機能って、
1:43:22	何を使ってどのように停止するのかっていうところを、
1:43:29	設計してるのかちょっと理解してないので、逆に冷却機能だけでいうとすると、
1:43:36	冷却機能通常運転中に、
1:43:40	冷却機能を当然求められますよね。なぜかっていうと発熱してる熱を。
1:43:46	SGに伝えて、
1:43:50	それで蒸気発生して、
1:43:52	発電しなきゃいけないので、
1:43:54	そうするとその時の、
1:43:57	冷却機能って、
1:43:59	どの構造物。
1:44:02	或いは部品のところになんか力がかかり続けている、もしくは、
1:44:08	そこに振動が生じてるんであれば、どんな疲労が生じるのかっていう、
1:44:14	運転時の異常な過渡変化が起きたときに、
1:44:18	当然その冷却機能求められるので、
1:44:22	同じように、
1:44:24	どのパーツにどのぐらいの力がかかるか
1:44:27	でも多分さっき言ったような費、疲労にかかるようなものってないですよ ね。
1:44:32	評価しなくても、
1:44:34	いいものでしょうね多分。
1:44:36	流量高相談なんかだったら、そもそも振動しなくなっちゃうかもしれない んで。
1:44:41	DBAだって多分同じで、
1:44:43	でもかとかと期間中DBAの期間中に、
1:44:48	相当な振動が出るようなものだったらひよっとする疲労がそこに加わる のかもしれないですけど、ただその場合においては疲労振幅は、
1:44:56	と、疲労の新婦の回数っていう、
1:45:00	積算になってくる。
1:45:01	それを、通常運転中から、
1:45:04	過渡事故のところまで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:06	合わせてみ
1:45:07	という評価をしてるんであればこの冷却機能の疲労に関しては、
1:45:11	ずっと見ていくんです。
1:45:13	通常運転時かと、事故関係なく、ずっと見ていくんですっていうんだったらそうかもしれない。
1:45:19	そういう切り口で説明していくと。
1:45:23	どの、
1:45:24	使命期間中に何を、
1:45:27	評価すれば、
1:45:28	この機能を担保できるんだっていうところがわかりやすく説明。
1:45:33	それが先ほどの停止機能のところも、いや通常運転中も停止機能ってスクラムですって言ったら多分、カトウも事故もスクラムなので、
1:45:41	同じですよ。でも通常運転中の安全に停止できっていうのがスクラムじゃなくて、
1:45:47	単純に制御棒を動かして、ラッチで動かして入れていくもんだったらそもそも評価するものが違うんですよ。
1:45:54	そういう観点で、
1:45:56	何が使命期間になるのか、通常運転中に何が使命になるのか。
1:46:02	過渡時事故、事故時に何が使命になるのかってところをしっかり分けていくと、評価すべきものがわかってくる
1:46:12	一緒にやるものなのか別々にやるもの。
1:46:16	それさっきの呉 6 項 1 号の閉じ込め機能だって多分同じですよ。
1:46:25	どういうふうに、何を見て、
1:46:28	ずっと経歴で見ていくのか。
1:46:31	いや、それぞれ、通常運転時は通常運転で見るんだ。
1:46:35	後はカットで見る。
1:46:36	何自己事故で見るんだっていうからメタなのか。
1:46:46	私が言ったことを理解でき、
1:46:51	九州電力の風間でございます。
1:46:53	と、
1:46:54	そうですね。
1:46:59	おそらく今、
1:47:02	設工認段階で詳細は評価を行うんですけど、
1:47:07	実際どのような評価をやるのかっていうのを整理していけば、おそらくそこは出てくるのかなと思っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:14	おっしゃられたことを、
1:47:16	我々が今できる状態で、できる状態じゃなくて考えたときに、
1:47:22	実際、具体的にどのような評価をやってるのか。
1:47:25	というのをお示しできれば、おのずとそこはわかってくるのかなと思って おります。以上でございます。
1:47:44	ニシウチアノ規制庁ニシウチですけど、1 個だけ
1:47:48	ちょっと個別のはな、個別具体的な話になるんですけど、15 条の 3 項、
1:47:54	で、
1:47:55	これで制御棒挿入性等、
1:48:00	もう話を、その前者の立石の方については制御棒挿入性の話を評価して るって理解なんですけど、違いましたっけ。
1:48:09	それ以外もしてるんでしょうか。
1:48:16	はい。九州の熊崎です。停止機能の評価の方につきましては制御棒の 挿入性について確認したものになります。
1:48:27	あ、
1:48:30	九州電力の風間でございます。今おっしゃられてるのは、挿入性という のは例えば規定時間内に入るかとか、そういうところまで評価をしてる のかということでしょうか。
1:48:43	あとえっとですねちょっと順番に合わせて僕がサダタニ聞いちゃった場 合なんですけど順番にいくと、資料 1 の、
1:48:50	ナゴセットPDFの 34 ページですかね。
1:48:54	資料 1-1 の 4 ページというのが、すいません。の、
1:48:57	ところで今具体的な設計として、
1:49:03	具体的な設計としてアノ 1 パニックハラ 3 万 3 + 調査岩瀬コウインでっ て書いてますけど、
1:49:12	この設計観点のところでちゃんと挿入の挿入性維持っていう話を書いて るじゃないすか。これに対応するのって一段落目っちゃうことでもいいんで したっけ。
1:49:20	具体的な設計に書いてある。
1:49:24	設計観点で停止機能等冷却機能でそれぞれ書いていて、この停止機 能に相当する具体的な設計は、一段落目のことを指している。で、冷却 機能が 2 段落目のことを指しているってことでもいいんでしたっけ。
1:49:40	中シノコマツです。衛藤。
1:49:42	停止機能と冷却機能のどちらもですね具体的な設計の
1:49:47	一段落目の方に配架いたしますはい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:49	山下。
1:49:50	規制庁ニシウチだから共通ってことですね。
1:50:04	わかりました。ただセンナカドノ課長がさっきおっしゃっていただいたもう1個の質問に行くんですけど、まさにそういう時間的な話については、これはここじゃなくても43条側の方で見ているっちゃうことでいいんですけど。
1:50:18	九州永松はいご理解の通りでございます。
1:50:24	はい規制庁西内です。だからあくまでここは形状でいわゆるちょっと強度的な話の中で入っていると、で、
1:50:31	ちょっと純粹に疑問だったのがちょっとこれはこれはちょっと単純に僕が評価の中身をまだ確認しきれてないからなんですけど、
1:50:39	6項の1号でも強度的な話としてまさに、
1:50:43	応力食うたとだとかひずみだとか、
1:50:46	そういうのないやつとあと温度評価をやってると思うんですけど。
1:50:50	そこで行っている応力との違いっていう意味でいうと、
1:50:55	Dが入るか入らないかっちゃうことですか。
1:50:57	評価条件がまだコア評価部位が変わってきている
1:51:00	でも一緒ですよ評価部位は、
1:51:06	九州のコマツです。評価部位は違いまして15条の3項、4ページ目の方をご覧にいただければ、停止機能の方で括弧書きで制御棒案内シンブルと書いておりますし冷却機能の方では括弧書きで上下部ノズル支持格子制御案内シンブルと、
1:51:23	記載をさせていただいております。トロッコ1号の方が、燃料棒の方になっておりますので評価部位としては違うものになっております。以上です。
1:51:53	規制庁西です。わかりました。ちょっと後で後の質問事項とも関連する、また改めてやつを聞きしますすいません。
1:52:06	はい。江藤中、事実確認ですと17番関係は、
1:52:11	ぐらいですかね。
1:52:16	15条3項だけではなくて他のところも含めて、通常運転すると、過渡変化とDB。
1:52:23	どうか
1:52:25	江藤。
1:52:28	まず、それぞれの時点で何が求められていて、どういう設計するのかというところの整理をお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:35	それじゃ次に行きまして同じ資料 1-1 の関係なんですけれども、
1:52:42	ですね、
1:52:44	前回のリストNo。
1:52:48	No.2 なんかで、
1:52:51	どういうパラメータがどう、どういう条件を満たしてればいいのかっていうところの説明も求めていたんですけれども、
1:53:00	ちょっとあまり明確に見えてないところがあって、
1:53:04	例えば書きましたのは、
1:53:09	15 条の関係
1:53:12	等通しの 6 ページ。
1:53:17	で、
1:53:18	ここなんかですと具体的な設計で、
1:53:26	燃料時も、寿命中に耐熱性耐放射線性耐食性等を保持するものとして
	いると。
1:53:33	これが例えば、耐熱性っていうのは、
1:53:41	15 条高校の解釈だと。
1:53:47	温度の変化なんかがあったりして、
1:53:50	あと、その関連での対応なのか、その場合、何をパラメータとしてどう
	いう基準値で判断してるのかと。
1:53:59	いうところの説明をお願いします。
1:54:06	はい。九州電力の松木でございます。ご指摘のありました件につきまして、
1:54:12	詳細な評価結果につきましては、後段の規制と設工認の段階でお示し
	することになると考えております。
1:54:22	例えばなんですけれども耐熱性というところにつきましては、どういった
	ものを評価して、どんな判断、どんな基準値で判断しているのかと、とい
	うところなんですけれども、
1:54:33	例えば被覆管の、
1:54:36	話ですと他の溶融点、あとは、その辺で温度の測定結果がですね、
1:54:42	被覆管の異常な過渡変化での最高温度の高いことを確認しているとか
	そういったような評価をしております。
1:54:49	あとこちら、その耐熱性の保持の話が温度の変化に対応するか、もの
	なのかというところにつきましては必ずしも、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:00	温度の変化だけに対応しているものではございません。例えばペレットとかですと、燃焼度とかにも依存はしてきておりますので温度の変化だけに関連すると。
1:55:11	あとそういったパラメータでは圧倒ないとなっております。以上です。
1:55:19	直接おイトウですと、また、
1:55:21	と。
1:55:32	と、
1:55:33	今の被覆管の溶融点とか
1:55:40	そそう変化、
1:55:41	ていうところは、
1:55:44	15 条、
1:55:45	孔口。
1:55:47	の話っていうことは、
1:55:50	通しの 13 ページで、
1:55:54	表が出されてますけど、今日、今日の資料の通しの 13 ページで、
1:55:59	この中に含まれてるんですか。
1:56:33	九州のコマツキすると少々お待ちください。
1:57:03	はい。九州の小松です。はい。ご指摘のありました 13 ページ目のところの表で言うと、燃料体の振る舞いというところに入ってるかというところのご指摘だと思いますが、今、そちらの方には入っていない。
1:57:17	記載になっております。以上です。
1:57:26	はい。規制庁の井藤です。
1:57:30	そうですよ。
1:57:31	そう。
1:57:33	またそ素朴に言えば 15 条 5 項の、こちらは、投票、
1:57:38	資料 1-1 の方の表に、
1:57:40	関係する内容は、
1:57:43	13 ページの表にも書かれてるのかなと思ってお聞きしたんですけど。
1:57:48	等で 13 ページの表の方に書いてないというのは、何か書く必要がないから書いて、
1:58:16	九州電力松木です。すいません少々お待ちください。
1:59:08	はい。九州の松木です。すいません。燃料体の振る舞いという観点でそちらの方はペレット被覆管燃料棒と記載をしております、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:20	ちょっとそれ整理したときに、今ちょっとご説明しました耐熱性のお話ですね、そちらの方についてはちょっと記載をしていないというふうな現状、そういった整理になっております。以上です。
1:59:37	規制庁伊藤です。なかなか難しいですね。えっとですよ。し、申請書のほうには書いてあるんですか。その辺の
1:59:53	すいません少々お待ちください。
2:04:17	九州電力中園でございます。一応、
2:04:21	許可申請書のほうにはですね材料とか構成材料とかのところには、
2:04:33	土曜日で言いますとニッケルクロム鉄合金奥瀬熱交も使用条件下で十分な強度耐熱性耐食性及び耐放射線性を有すると。
2:04:43	それぐらいの機械しかございません。この耐熱性に関してはですね、
2:04:51	先ほどちょっとおっしゃったように
2:04:55	につきましてはですね耐熱性につきましては特に物の融点ですね。
2:05:00	を満足していますよっていう話が設工認の中でも、台風、耐熱性、耐放射線性の説明書の方でさなされております。で、
2:05:10	小コウの今、
2:05:14	15 条の
2:05:17	話になってる、15 条の 5 項と、15 条 6 項 1 号ですね。
2:05:23	この関係性っていうのは非常に深い関係性がありまして当然その 15 条の 5 項で、そのような性質要は機械的機械的じゃない。
2:05:33	物性ですね、物性を踏まえた上で 6 項の 1 号の評価そこも踏まえた上で評価をやっておりますので、結果としては
2:05:43	そのゴコウの結果がこれで 6 項 1 号の結果がこれというよりは、ここの物性を踏まえて、その上で 6 項の 1 号の評価をやっていくというのが整理いいかなと思っております。
2:05:58	その辺がちょっと文章上では、
2:06:05	そうですね。その表の 1 個前の、下ページ 12 ページの一番最後のよう
2:06:12	に、
2:06:12	ちょっと
2:06:13	わずか一行ですけど、
2:06:16	設置 9、なお書きで、設置許可基準規則第 15 条 6 項 1 号の設計は、設置許可基準規則第 15 条 5 項の考慮事項を踏まえた上での設計であるというふうに、
2:06:27	当社の方からは書かせていただいております。以上でございます。
2:06:53	規制庁の伊東です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:58	等、
2:06:59	ちょっと内田の、
2:07:01	もっと後の事実確認リストで、
2:07:04	終わった人なんですけど、
2:07:06	ちょっと
2:07:07	15 条の 5 項と 6 項 1 号の関係なんですけどねえっと、
2:07:13	何かゴコウ。
2:07:15	ゴコウの方で見てるその耐熱程度の耐放射線性とか耐食性っていうのを、
2:07:22	前提としての 1 号の方で、いろいろ評価をしてますっていうそういう関係整理でした。
2:07:31	はい。注釈松木です。ご理解の通りでございます。
2:07:35	なるほどですね。
2:07:36	考慮事故を踏まえた上で、
2:07:53	とりあえず、
2:07:54	わかりました。
2:08:03	今説明だったところは資料上明確にしてもらってもよろしいでしょうか。
2:08:12	あと九州の熊崎です。はい。江藤先生の 15 条の 5 項、
2:08:17	すいません 1056 項 1 号の設計が 15 条の 5 コウノがその前提条件となっていると。
2:08:22	いうところがよりわかるようにですね、今資料の 1-3 の 12 ページ目に、の方にちょっと記載を 1 分させていただいておりますが、
2:08:32	その記載についてちょっと検討。
2:08:35	してですね、よりわかりやすい記載なるようにさせていただきたいと思えます。
2:08:41	以上でございます。
2:08:45	はい、セットウ列わかりました。
2:08:48	藤。
2:08:50	じゃ次列確認リストの 19 番の方に、
2:08:55	きます。
2:08:56	19 番で一旦、
2:08:58	行って、
2:09:00	ホワイトボード確認に行きたいと思えますけど、
2:09:03	ちょっと話していたような話にも関係するんですけども、
2:09:10	えっとですね今日の資料で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:14	15 条、
2:09:16	はい。
2:09:17	の方の、
2:09:18	具体的な設計とかの説明がされてますけれども、
2:09:31	なんていうか
2:09:34	複数の
2:09:37	条文、
2:09:39	なG、
2:09:41	なんか結局同じ評価をして、
2:09:44	ますよっていうのがあるのであればそれを明確にしてもらいたいんですよ。
2:09:53	例えば、
2:09:56	4、4 項、
2:09:58	ちょっと種類が違うのかどうなのかもわかんないですけど 4 項の燃料被覆管応力評価っていうのは、
2:10:05	6 項 1 号の方の応力評価と同じものなのかどうか。
2:10:10	阿藤。
2:10:11	ゴコウ。
2:10:14	強度評価っていうのは、
2:10:17	ロックをいつ頃の強度評価。
2:10:19	と同じ。
2:10:21	なのかどうか。
2:10:22	いうところなんですけれども
2:10:25	今の時点で何かここここは、
2:10:29	同じ、同じ評価内容なんですよっていう。
2:10:34	を説明できるところありますか。
2:10:38	はい。九州の松木です。
2:10:42	今、ご指摘あった件につきましては 15 条の 4 項、まず 15 条 4 項なんですけれども、こちらにつきましては、
2:10:55	あとフレットングもう評価の方に関連する内容ですし、また、
2:11:00	15 条 6 項 1 号の方の評価にも関わってくる内容になるんですけども、流水振動応力評価のに関わる内容になります。そちらの方の評価と関連して、
2:11:14	います。で、15 条のゴコウと、15 の 6 項 1 号につきましては、先ほどもご説明させておりますが、15 条 6 項 1 号の評価の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:25	前提条件として 15 条の 5 項があるというふうになっておりますので相互に関連するものというふうになっております。
2:11:33	ので、
2:11:35	何か盗難で 15 条 4 項、それからゴコウホソコウ 1 号でそれぞれ、
2:11:40	全然別の評価をやっているというふうに切り分けれるものでもないのかなというふうに考えておまして、
2:11:46	相互に関連するようなものになってると思いますと、以上でございます。
2:11:55	九州電力中園です。ちょっと補足させていただきます。多分今おっしゃってるのは、同じ評価を用いてるとかこっちの評価で代替してるとかいうことがあれば、
2:12:06	それを資料中に、具体的な設計のところには何か、この評価については、第、例えば、
2:12:14	第 5 項の評価については 6 項 1 号において、評価されるとか、そういう旨を追記するっていうことで、
2:12:21	よろしいでしょうか。
2:12:24	そうですね
2:12:27	何行。
2:12:29	確保難行で、これこれ評価をします。で、別の何行でこれこれこれの評価をしてみますと、この評価についてはこれこれの前の方に触れた。
2:12:39	何行で実施してる評価と、
2:12:43	ちょっと書き方は細かいところをカシマシマ結果的にはその同一のものであるとかそんな感じの。
2:12:51	ことがわかるといいなという。
2:12:55	九州電力の角野でございます。各校での、もし評価が熟してるようなものがあれば、その関係性がわかるようにしっかり明記するというふうに理解しました。以上でございます。
2:13:07	はい。規制庁井藤です。その上でですね結局くう我々申請書のどこに書いてあるんですかっていうのを知りたいんです。
2:13:18	12 月 26 の会合資料とか、何だっけ。
2:13:23	資料 1 の、
2:13:26	1 チノ一。
2:13:29	3 とかだと、関連する本部の記載箇所と、添付書類の箇所が書いてあります。
2:13:41	最終的な
2:13:44	最終的なあ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:47	補足説明資料の、
2:13:49	絵姿次第かもしれないんですけども、
2:13:57	今日の資料の 1-1 の中の表の中にも対応する申請書の箇所が書かれていると、もうちょっと確認をスムーズたかなという気もいたしましたって部分。
2:14:10	結構大変なんですかね。関係する課長、記載するの。
2:14:17	でも具体的な設計はい。はい。
2:15:17	九州電力の松木です。今ご指摘があった件につきましては、その 15 条のまたという例えば 15 条の 3 項とかですけども、
2:15:26	資料の 4 ページ目のところろくに、表形式でまとめておりますが、その表にですね、
2:15:34	例えば資料の 13 ページ名につきましては、
2:15:39	15 条のゴコウ 15 条 6 項 1 号に関わる具体的な設計及び申請書管理記載箇所ということで申請書関連記載箇所アドレスで表示をしております。
2:15:50	なので、
2:15:51	この申請書関連記載箇所の
2:15:55	記載のようなものをですね、資料 1-1 の表の方にも、記載をすると。
2:16:03	いうふうなイメージになりますでしょうか。
2:16:10	そうですね 15 条 3 項で言えば具体的な設計で、
2:16:15	原子炉内におけるカラー、またの段落、あれ。
2:16:20	確認することとしているっていう。
2:16:23	書いてあってそれはどこに書いてあるのっていうのが、
2:16:29	知りたいところなのでそんなに手間でないのであれば変えてもらいたい。
2:16:35	はい。承知しました。江藤。資料 1-1 の方についてですね、ご指摘のあった通り、市場関連記載箇所の明示する。
2:16:45	の方法で修正の方を検討したいと思います。以上でございます。
2:16:51	はい、衛藤恵三イトウです。
2:16:56	と、
2:16:57	あとは事実確認です。難波住居の関係だと。
2:17:01	は、ちょっと後ろの方に関連してって書いたんですけどちょっと、これは単純に確認をしたいだけなんですけど、
2:17:10	前回の
2:17:13	ベストナンバー7 への回答として、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:23	難波なあ回答の中で、
2:17:27	攻めの具体的な対象設備については、
2:17:33	これらっていう記載があつてですね、ちょっと厚めの
2:17:38	関係が 15 条 5 項 6 項 1 号の、
2:17:42	説明の中には出てきていないので、
2:17:46	出てきてないっすよね。
2:17:48	参考のところだけに書いてある。
2:17:51	関係性を教えてください。
2:17:55	九州の松木でございます。すいませんこちらですねSOA進めに関わる回答がですね、そのNo.7の方をちょっと記載をさせていただいている理由が、すいません
2:18:07	前回の米ヒアリングの時に瀬古ナンバー7での、
2:18:11	衛藤の確認の際に出てきたコメントを、
2:18:15	というところもあつてちょっとこのNo.7に厚めの記載をさせていただけるというところになってございます。で、
2:18:23	ご認識の通りでして明日目につきましては 15 条ノロゴコウカトウ 15 の 6 項 1 号に関係するものではございませんで、コメント回答に記載の通りなんですけれども、第 3 項に関連するものと、となつてございます。以上でございます。
2:18:41	セイトウスなるほどそれは非常に紛らわしいですね。えっとです。
2:18:48	そういう意味ではちょっと前回も前回っていうか
2:18:54	今ヒアリング、コメントリストって、何か我々が出したもののベースで作ってらっしゃるんですけど、何かそのヒアリングをする中で新たに出てきたような質、
2:19:06	質問への回答は別に新しく、
2:19:11	でもそれも、
2:19:13	大変なんすかね、番号ずれとかあつたりする。
2:19:17	そのヒアリングの中でのやりとりを踏まえて新しく行を付け加えてもらつたりとか、
2:19:23	して、
2:19:24	いただくとかっていうのは結構大変ですか。
2:19:30	九州の小松でございます。新しくコメント行を追加するとかですねそういったものを全然、
2:19:38	はい。問題なく対応は、
2:19:42	でき、できますはい。はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:44	一般的なヒアリング。はい。一般的なっていうとあれですけど
2:19:49	一般的な案件のヒアリングをそうしているような気もしているので、
2:19:54	何か、
2:19:56	新しい大話題というか新しく
2:20:00	確認事項が、
2:20:03	出てきてるのであればそれは帰ってもらってもいいのかなという気はしました。或いは
2:20:08	ナンバー7の中で確認してもちょっと区別した形で記載していただくとかです。
2:20:14	九州電力中園でございます。おっしゃってる意図は十分理解しました。
2:20:20	事実確認リストオオノコメントと、それ以外のコメント、そこがきちんとわかるような感じにできればなと思っておりますので、我々の方で対応したいと思います。以上でございます。
2:20:34	はい、セイトウです。わかりました。
2:20:38	ここで一旦切りたいと思えますけれども、No.14 から 19 年
2:20:45	で規制庁側から他にありますか。
2:20:48	よろしいですか。
2:20:50	すいませんホワイトボードの方。
2:20:53	準備ができてましたが、
2:20:57	説明をお願いします。
2:26:33	求心力は松木です。お待たせいたしました。
2:26:37	No.の 14 からナンバーの 19 につきまして
2:26:45	ホワイトボードにまとめております。まずナンバーの 14 はございません。沼津ナンバーの 15 からなんですけれども、
2:26:51	燃料取扱棟クレーン、取りかえクレーンで使用する取扱工具を図で示すこと。
2:26:57	につきましてまた取扱工具と上部ノズルの接続について、グリッパチューブグリッパについても
2:27:07	まとめたいと考えてございます。
2:27:10	新年度エレベーターの半期と半期燃料が入った状態で、集合体が接触しているかどうかどうか等がわかる図を示すこと。
2:27:21	ということでこちらも
2:27:23	インターフェース形状を確認していただく観点で投影資料準備したいと考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:29	続きまして、ナンバーの 16 なのですが、要求対象設備等評価対象の定義を示すことで燃料棒以外の構成要素となっている理由について記載をすること。
2:27:41	15 条 5 項の解釈の適用範囲について、改めて整理して説明をいたします。
2:27:48	76 続きます。衛藤。
2:27:51	ゴコウについて再整理する上で、トロッコ 1 号も変更する必要があるか確認し対応いたします。
2:27:59	No.17 につきまして、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時についてそれぞれどのように評価しているか踏まえた上で回答いたします。
2:28:09	No.の 18 です。
2:28:10	15 条 6 項 1 号の評価が、15 条 5 項の考慮事項を踏まえたものになっているという記載の充実化を検討いたします。
2:28:19	ナンバーの 19 です。各項の評価で、重複している箇所についてはその旨を追記いたします。
2:28:26	資料 1-1 に、申請書関連箇所を記載いたします。
2:28:31	全般についてのコメントとしましては、ヒアリング時に、新たに出た質問につきましては、
2:28:38	ヒガシ量のコメントリストと分けて記載をいたします。
2:28:42	以上でございます。
2:29:35	はい衛藤季節イトウです。
2:29:39	一応項目はその
2:29:42	るかなとは思いますが。
2:29:48	No.15 なんですけどね一応だから、取り扱い工具と上部ノズルの接続は使用済み燃料ピットクレーンについて、
2:29:58	取り扱い工具とノズルの接続とかグリッパチューブとかグリッパや、の話については、使用済み燃料、ペットクレーンについても同様ですよというところ。
2:30:09	一応ご認識いただいて、
2:30:39	後はNo.17 は
2:30:46	これと、さっき
2:30:48	都築の方から申し上げたこと等も踏まえていただければいいんですけど、要するに江藤、通常の展示とか過渡変化事例とどういう機能が求められていてっていうところ。
2:31:02	からです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:04	そこも含めて、
2:31:07	一応それはどのように評価しているかっていうところで、ちゃんとそこ、
2:31:11	江藤含んでます。
2:31:22	はい。
2:31:23	例えば、別にこういうところの添削をしておりますけどそれぞれ、
2:31:29	求められる機能、
2:31:32	に対してどのように評価しているかとかそういうイメージですか。
2:32:07	はい。
2:32:11	はい私からは、園部。
2:32:14	瀬戸がよろしいですか。
2:32:17	とりあえずパイプボード。
2:32:52	休憩はししますか、それとも続けますか。
2:33:05	アノキシノコマツキタノへと。
2:33:08	はい。
2:33:10	我々はどちらでも、
2:33:15	はい。
2:33:16	今日は予定では 16 時半までになっているんですけども、
2:33:20	時間は延びてしまっても大丈夫
2:33:26	はい。はい。我々はい当然問題ございませんので。はい。
2:33:42	谷津。
2:38:19	はい。土佐委員。はい、再開します。
2:38:22	衛藤。そういう技術が、
2:38:25	事実確認ですと 20 番ですね。
2:38:30	少し
2:38:33	許可と設工認の関係について確認をしていきたいんですけども、
2:38:38	今今日のヒアリング資料の資料 1-1 の表ですとですね、
2:38:46	参考から、六甲
2:38:50	2 号までは、詳細は、
2:38:54	設工認申請において説明というふうに記載がある。
2:38:59	まずこの関係でなんですけれども、
2:39:07	第、
2:39:12	15 条の、
2:39:14	第 3、
2:39:18	第 4 項については技術基準規則 19 条と対応していますと。
2:39:25	で、5 と 6 項 1 号については技術基準規則 23 条に対応していますと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:39:32	という理解でおります。一方で参考と6項2号については技術基準規則で対応する条文が、
2:39:43	あるのかなっていうところなんですけれどもこれはどう、
2:39:49	どうでしょうか。
2:39:53	はい。九州大学の松木です。ご指摘ありました15条の3項等と15条6項2号の、
2:40:01	技術基準規則の対応条文につきましては、こちらは技術基準規則の第23条が該当するものと考えております。以上です。
2:40:15	規制庁伊藤です。23条。
2:40:18	です。
2:40:19	13条1項と日光がありますけど、どっちと対応してるんですか。
2:40:31	九州の松木です。23条の2項が、該当するものと考えております。
2:41:03	藤規制庁イトウですそそれって何か、新規制のときからそういう対応づけをしてるんですけど。
2:41:12	新規性もしくはそのあとの
2:41:15	5号燃料野瀬川内の5例の設工認とか、或いは何か何かバクフィットとか、反映した後の方でもいいんですけど、
2:41:34	九州の松木すいません少々お待ちください。
2:41:41	一応補足しますと新規制の施行人の衛藤、まさに玄海の衛藤雪子に作成要領、ありますよね。その中田藤さん、15条の3項等、
2:41:54	6、
2:41:55	5、2号については許可には、
2:42:00	取れんだけど設工認の方ではないというような、説明になっていてそこから変化があったのか。
2:42:10	どうなのかということを確認したいという趣旨です。
2:42:20	九州電力中園でございます。今の
2:42:25	設置許可基準規則と、
2:42:29	技術基準規則の関係につきまして、
2:42:32	15条の3項と15条の6項第2号、こちらについては、当社の方で再度確認させていただいてもよろしいでしょうか関係性を、
2:42:44	はい。それは今ちょっとぱっと答えられないとそういうことです。
2:42:49	九州電力中園でございます。そうですね。ちょっと再確認、再稼働の状況とかもですねできれば、当社でも、もう一度
2:42:58	ちょっと確認させていただきたいなと思っておりますので、以上でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:43:02	はい、わかりました。それはお願いします。
2:43:07	で、
2:43:08	ちょっとその話がついてからかもしれないんですけども、衛藤。
2:43:13	許可の時にどこまで説明するかっていう間考え方のところですね、
2:43:19	他にある条文、
2:43:22	どっか基準規則だけにやる条文っていうのは、もうそれで
2:43:30	その許可の上部で何かナリタイデなければならないっていうところで何か評価をする場合は、詳細な評価結果まで指名許可の段階で示しておく。
2:43:41	必要がありますというところについては共通理解でよろしいです。
2:44:17	九州電力中園でございます。ちょっとその点も含めてちょっと整理したいと思いますので、以上でございます。
2:44:24	わかりました。よろしくお願いします。
2:44:30	そうすると 20 番は、
2:44:32	以上になりまして、21 番の方に、
2:44:37	あと、
2:44:38	流体振動温度振動の関係もずっと、
2:44:43	ところですけど、今 15 条 4 項は、
2:44:49	等、
2:44:53	コメントリストのほうの回答では、燃料仕事については、流体を内包する設備ではないことから、
2:45:03	温度変動による損傷を考慮する対象ではないと書いて、はい。
2:45:08	で、
2:45:10	すいません、流体を内包。
2:45:13	すぐ設備ではないっていう時のない方って、何か、どこのこと。
2:45:21	九州の松木です。都内方というと例えば配管とかをイメージしていただくとわかると思うんですけども、流体が流れるような配管があったらそれは内包しているというふうに言うのかなと考えております。
2:45:33	江藤が麻生さんちょっと聞き方を変えると、柳。
2:45:39	通る。
2:45:42	流体を内包。
2:45:44	流体がないっていう。
2:45:46	流体がないってのはどの場所のことを言って、
2:45:50	九州電力松木です。流体がなんない、ないというのはその燃料集合体の構造としてとかその、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:46:03	配管みたいに
2:46:05	燃料集合体。
2:46:07	まだ燃料棒の中にも、すいません。
2:46:10	燃料法の中のそうではなくて、すみません、一旦ちやうか。
2:46:15	ナカヤマ例えば燃料の中ではないですし、
2:46:18	燃料集合体の構造として、
2:46:23	なんすか。
2:46:25	流体を内包するような構造になっていないということなので、
2:46:30	なっていないとそういうことで考えております。
2:46:36	Aと。
2:46:37	ちょっと基礎的な質問ですけどモリリへと水が流れてきてそれがされてるわけです。
2:46:44	違います。
2:46:47	九州コマツハシバご理解の通りでして水と接しては、
2:46:52	当然接しているものではあるんですけども、
2:46:56	等、
2:46:58	それは配管のような、
2:47:00	何ですか。
2:47:05	流体を、
2:47:09	そう。
2:47:12	九州電力の風間です。ちょっと補足しますと、
2:47:15	こちら方向に記載があるですねアノ用機関ポンプDとかいう記載があるんですけど、後ろの方にですね、
2:47:23	この辺とちょっと状況が違いまして、
2:47:27	主大田飯野パ
2:47:31	構造の中の内部の一部に、流体が含まれるか、要は閉じ閉じられた
2:47:37	空間に流体が入ってるかっていう認識で切り分けをしておる次第でございます。以上でございます。
2:47:45	そこがちょっとよくわからなくて、
2:47:49	受けられた空間。
2:47:51	言ってみれば、圧力容器の中を閉じられて、
2:47:57	水が通り道になっていたその途中に燃料集合体があるわけですよ。
2:48:02	それで温度変動。
2:48:05	考えなくても
2:48:06	いっていうところのつなががよくわからなくてです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:13	九州大学の松木です。
2:48:16	その辺どう考えるかどうかというところなんですけれども、
2:48:20	技術基準規則の 19 条の解釈になるんですが、技術基準規則 19 条の解釈、2 項、
2:48:31	2、
2:48:32	オノサノ流体の混合等により生ずる温度変動により損傷を受けないように施設しなければならないとは、
2:48:39	日本機械学会、配管の高サイクル熱疲労に関する評価指針に規定する。
2:48:46	手法を適用し、損傷の発生を、
2:48:49	防止措置を講ずることというふうに記載がされております。
2:48:54	で、
2:48:55	この日本機械学会の配管の
2:48:58	考査役列表に関する評価指針の、
2:49:02	対象。
2:49:04	部材対象のものとして考えておりますのが、
2:49:07	流体を内包しているPPの配管のようなものを対象として考えておりまして、
2:49:15	遠慮し 5 点は、そういうものには該当しないというところで考えて
2:49:20	対象外というふうに考えております。以上です。
2:49:36	セトイトウです。
2:49:38	そうですねちょっとここはもうちょっと聞きたいところもあるんですけど
2:49:44	まずですね、技術系規則の解釈の方の指針にこう書いてあって、それに照らすと、燃料体は範囲から除かれると注いたいですよね。
2:49:55	九州の松木です。はいそう。そのご理解の通りでございます。はい。であれば、まずその説明を書いていたきたいなというところがあって流体を内包してないから、
2:50:06	対象じゃないですよってだけだと、根拠がちょっとわかりづらかったってとこ。
2:50:13	九州の松木です。承知しました。今、アシダコウとご説明し、強いました内容も踏まえましてちょっと記載は、配置のコメント、
2:50:24	回答ですね、記載させていただきたいと思います。以上です。
2:50:30	はい。規制庁伊藤です。よろしく申し上げます。
2:50:41	後はですねえ。
2:50:48	21 番は以上にしまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:50:53	22 番の方ですね。
2:50:55	さっきアノゴウと 6 項 1 号の関係のところ、
2:51:01	それなりにお話をしたんですけれども、
2:51:06	通しの、今日の資料の通し 13 ページで、
2:51:11	12 ページ 13 ページ。
2:51:14	ゴコウトロッコ 1 号、
2:51:16	アノ関係のところ、
2:51:22	この日、
2:51:23	今日の、どこまでがゴコウでどこまで 6 項 1 号かなってという質問をしよう と思ってたんですけれども、
2:51:31	先ほどの説明からする等、
2:51:37	何て言ったらいいですかねゴコウトロッコー応いいや、一体ですよとそう いうことなんですかね。
2:51:44	学究社の小松です。はいご理解の通りでございます。
2:51:55	はい。
2:51:56	そうす。そうするとちょっと気になって、
2:52:01	カー。
2:52:03	条文を見るとですね、
2:52:09	ゴコウは、通常、転じて、6 項の 1 号は、通常運転と過渡変化時、
2:52:17	って書いてある
2:52:19	ところって、ずれがあるようにも見えるんですけどそこはどうとらえてらっ しゃる。
2:52:28	九州電力の松木です。
2:52:31	ご指摘のあります意見は 15 条の 5 項の方には、通常運転時における というふうに記載はされておりますけれども、
2:52:38	そもそも材料の物性に関わるような話になりまして、異常な過渡変化ち いになったから異常な過渡変件事象材料の物性が子育てに変わるよう なものでは、
2:52:50	ないと考えておりますので、その中でのゴコウは通常運転における圧 力温度放射線連携する最も厳しい条件においてというふうに確認を
2:53:01	そういう観点で確認しているのかなと考えております。15 条 6 項 1 号の 方につきましては、
2:53:08	減少内の圧力時負荷荷重その他の燃料体にかかる負荷に耐えるもの とすることということでこちらは、通常運転時だけではなくて、運転時の 過剰な運転時の異常な過渡変化時、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:53:20	出野。
2:53:21	そういった
2:53:23	負荷のことも考えるようがあるというところで
2:53:28	そういうふうに考えてございます。以上です。
2:53:31	規制庁伊藤です。衛藤からゴコウで、通常運転時における最も厳しい条件において、
2:53:39	何か確認した物理的・化学的性質を前提にして、6項1号で通常運転するか過渡変化。
2:53:50	次。
2:53:51	においてちゃんと負荷に耐えますよというのを確認してますと、そういうこと。
2:53:56	はい。九州の小松です。はい。そういうご理解、そのご理解でございます。以上です。
2:54:02	はい、わかりました。
2:54:07	負圧につきまして、
2:54:10	同じ実現リストのナンバー23増、ナンバー23関係で、
2:54:17	どこでもゴコウと6項1号の関係なんですけれど、
2:54:21	えっとですね。
2:54:26	これはちょっとさっきお尋ねした局、
2:54:29	5年、
2:54:30	計。
2:54:31	ていうところでもあるんですけどね。
2:54:34	藤。
2:54:36	いつもの岡安ですかね。
2:54:42	ちょっと、
2:54:50	表、資料、今日の資料の6ページ。
2:54:57	とか、
2:54:58	あたりで、
2:54:59	詳細は設工認申請において説明すると書いてあったりするんですけど、例えば燃料通信本部って、
2:55:08	本許可の申請書の中で割と詳しく、
2:55:13	均圧幾つ、実際ブランドになって、店長にしたからOKですよみたいな、説明もされていたりする。
2:55:23	そういうところもありつつ、
2:55:29	方針しか書いてないような、評価項目

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:55:32	で脱退で、
2:55:34	あと設工認申請において詳細の説明っていうところ
2:55:40	イメージをお聞きしたい。
2:55:43	付ける
2:55:46	等、
2:55:56	これは詳細、
2:55:58	横切小西先生の評価の内容を記載するものと、
2:56:03	設工認でも記載するかもだけど許可の時点でも評価。
2:56:08	を記載してるっていうのも、
2:56:10	二つ。
2:56:12	あるっていうそういうイメージでいればいい。
2:56:18	それとも燃料中心温度とかでもプラスで何か不都合に行つて説明しようとしていることがあるでしょうか。
2:56:51	九州電力の松木です。その 15 条 6 項 1、すいません。例えば 15 条 6 項 1 号に関わる評価結果ですと、詳細な結果は、
2:57:02	設工認申請書の中でご説明をしていくものだというふうに考えております。で、中心最高温度につきまして、今添付書類 8 の方では
2:57:14	他のフナツの評価とか他のものに比べては、ちょっと詳しくに記載をしているものではありませんけれども、そちらにつきましては本文の方での記載事項にもなっておりますので、
2:57:26	添付書類 8 の方につきましても、ちょっと比べるとですね、詳しくに記載しているものではないかなというちょっと考えております。以上です。
2:57:44	すいません一応ですけど本文の記載事項ってどこのことを言ってるのか教えてもらったんですか。
2:57:52	あ、すいません少々お待ちください。
2:58:28	9.6 の松木です。
2:58:31	申請しておりますページで言いますと、11 ページ目になります。
2:58:38	アドレスといいますか、で言うとですね、ゴコウの、
2:58:42	本務ゴコウ午後、
2:58:46	括弧ローマ数字(4)番の、
2:58:49	と主要な熱的制限値というところになります。
2:58:54	以上です。
2:58:57	朝失礼しました。ほぼ 5 の a ポツ 4 号炉、(1)発電用原子炉老人、
2:59:04	その中の、ローマ数字 4 番の主要な熱的制限値になります。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:59:12	藤規制庁伊藤です。
2:59:15	と、
2:59:18	T松末と。
2:59:20	添付。
2:59:22	ていうのは、
2:59:23	本文を補足説明する。
2:59:27	なんか添付に書いてあるけど本文にありませんっていうものは、
2:59:32	基本
2:59:33	御ないのではと思ってるんで、
2:59:36	はい。
2:59:38	言ってることは、燃料中心本当は本文に書いてあるのでっていうのは、何か他のものは本文に書いてませんみたいなふうに見え、聞こえたんですけどそういう。
2:59:48	わけではないですよ。
2:59:52	いやちょっと直接出てくる。
2:59:54	かどうかは別としても、本文の関係で、添付書類で説明をしてるんですよ。
3:00:00	違いますか。
3:00:55	九州電力中里です。少々お待ちください。
3:01:19	九州電力の風間でございます。ちょっとご確認ですけど、
3:01:23	今おっしゃってるのは、基本的には本文に何らか記載があって、それを補足するために、添付書類があるんだから、
3:01:33	添付書類だけに書いてあるものはないですよというご確認ですよ。
3:02:31	九州電力小柳でございます。
3:02:33	あと先ほどお示しました本 11 ページになるんですけども主要な熱的制限値の記載の中でという点に関しましては、
3:02:42	あと燃料中心温度を溶融点未満とするためと、こちらが記載しております、こちらは溶融点というのを添付の 8 の方でもすぐ対応を示させていただいて、それ以下であることを確認しております。その他の機械設計、
3:02:58	等々に関しましては太陽光が持つように設計するというような、あまり具体的な数値を示す、許可段階で示せないようなものになるので、土岐佐口と、
3:03:10	ばらつきあるように見えるんですけどもそういったことで記載の、
3:03:14	方針とそういった記載とさせていただいております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:03:20	はい。規制庁伊藤です。
3:03:23	すいませんちょっと繰り返しですけど、店舗本部を説明している内容であるという理解でいいですよ。
3:03:32	はいその点に関してはそのご理解の通りでございますこちらの方もそう認識しております。はい。燃料中心本堂については等と詳しいの説明を2店舗は、
3:03:45	テンパチでやっていてそれ以外は、
3:03:48	はい。
3:03:49	藤。
3:03:50	方針的会というようなものとその違いは、本文の中で
3:03:59	用地震動の場合はその予定未満とするという記載があることを受けてのものであるということです。
3:04:10	九州電力穴井です。はい。そのご理解の通りです。
3:04:22	オオキセイトウです。
3:04:26	ちょっと
3:04:27	何か別分野のヒアリングの方ですね、この燃料中心温度っていうのが、
3:04:35	なぜか、過渡変化の解析でしたっけそ、戸部、何かの解析の衛藤入力条件になっている。
3:04:45	だから、
3:04:48	それ、
3:04:49	ただその解析を行うための必要な情報として、
3:04:53	燃料中心温度があつて、なので詳細に説明しているんだと、というような説明。
3:04:59	があつたらしいということに聞いてるんですけどそれはまた、
3:05:05	何だろう。
3:05:06	別の話というか、
3:05:10	まず、それは菅今回も、今の話の関係は、
3:05:15	ない感じです。
3:05:27	九州電力の小柳です。衛藤、江藤丹ほかのヒアリングにて江藤中心温度が入力条件になっていて、それで具体を説明していると。
3:05:38	いうことに関しましてそこは社内でも、
3:05:41	その回答で用いたかというところは確認させていただきたいと思うんですけども、こちらの中心温度をに関しましては、安全解析の入力条件として通常運転時、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:05:54	の
3:05:57	環境条件を入力条件にしておりますのでこちらでの中心温度を入力条件としているわけではなくて、あと中心温度とアノが最大になる状態を設けたときの、
3:06:10	江藤出力であったり
3:06:13	NUであったりというのを安全解析の入力条件と、
3:06:17	しているものになるので直接的に温度を入力してるとのではないと認識しております。
3:06:25	セイトウです。そうですかちょっとそれは、こちらの勘違いだったかもしれないんですけど、
3:06:32	はい。
3:06:34	わかりました。
3:06:39	等、
3:06:44	はい。今の事実確認リストに 13 館系。
3:06:50	でしたと。
3:06:52	で、
3:06:56	どうしますかね。
3:07:04	15 条関係、
3:07:07	15 条の関係さん 24 番までやって、理解をしたいと思いますけど、24 番の関係だと、
3:07:18	前回の事実確認テストのあっち。
3:07:23	あって、
3:07:24	輸送中取り扱い中搬入からはその前の、
3:07:28	関係。
3:07:30	を聞いてましたと。
3:07:33	今日の資料の 1089 ページで提出されてますと、
3:07:39	Aと。
3:07:40	ちょっと
3:07:42	関係性が示されていないと、リストに書いたんですけど、
3:07:48	何、何をお聞きしたいかというとですね、
3:07:53	19 ページで、※1、
3:07:58	取扱時として
3:08:01	荷重を考慮する範囲で、※2 が予想値として荷重を考慮する範囲と書いてある

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:08:06	で、遠い取り扱い時という相似って、ここだけなんですかっていうのをまず
3:08:13	お聞きしたい。
3:08:19	はい。九州電力の松木です。こちらの図を使ってちょっとご説明しておりますのが、
3:08:28	久松カセ
3:08:33	設置許可基準規則 15 条の 6 項 2 号で輸送中または取り扱い中において、あせ 15 条 6 項で燃料体は次に掲げるものでなければならないと。
3:08:45	いうところで輸送中または取り扱い中において著しい変形を生じないものとする」と記載がされておりますので、
3:08:53	燃料体、
3:08:56	の、その燃料体を取り扱うとき、まず、あと燃料体の輸送時或いは取扱時、
3:09:02	2、
3:09:05	その遠慮体に加わる荷重を考慮する範囲というところで、資料 19 ページ目に記載のある、
3:09:14	作業が、その取り扱い時という掃除に該当するということ考えて今資料にしております。
3:09:24	なので輸送、
3:09:27	んなので江藤
3:09:30	燃料体の輸送D取扱時に、燃料体に関わる荷重を効率範囲としてはこちらの部分になると考えております。以上です。
3:09:42	ドア 9 セットイウです。もうちょっと具体的に聞くとですね輸送時ってというのは、①のカッコ一位ですというふうにここに書いてありますよねと。
3:09:51	⑦とか⑧のナカ障害搬出とか、貯蔵施設への搬出は輸送には入らない。
3:10:02	九州大学の松木です。衛藤。
3:10:04	15 ノロ
3:10:06	15 条の 6 項の対象が燃料体というふうになってございますので、⑦番と⑦、⑦番それから例えば⑧番は、
3:10:17	使用済み燃料の搬出に関わる話だというふうに考えておりますので、
3:10:23	江藤輸送時として、
3:10:25	荷重を考慮する範囲。
3:10:28	あとは、整理しておりません。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:10:37	あ、15 条の 6 項の燃料体っていうのには使用済み燃料が含まれないということ
3:10:46	九州電力の松木ですはいご理解の通りです。
3:10:58	なるほど。
3:10:59	だから※1 もう②と、
3:11:05	①の(2)と②と③にだけついていくということですかね。④以降は使用済み燃料であるとそういうことです。
3:11:16	キシダコマツですはい。そう、そういう。そのご認識の通りでして、
3:11:24	それで※1 取り扱い時として荷重を考慮する範囲としては、
3:11:30	①の(2)②と③に記載をしているというところになってございます。以上です。
3:11:55	土岐セイトウですけ。
3:12:00	それはちょっと理解の確認なんですけど、15 条で、6 項以外も含めてですね、燃料体って書かれてるのは、新燃料ですってそういう、
3:12:11	認識だっということ。
3:12:14	窮してるコマツですはい
3:12:17	燃料体と書かれてある箇所につきましては、
3:12:22	炉心燃料は対象だというふうに考えて記載をしております例えば、
3:12:29	16 条の方です。汗基準時設置許可基準規則 16 条の方ですと、
3:12:36	燃料体または使用済み燃料と書いて括弧燃料体等っていうふうにして記載も必要あるところございますので、それも踏まえると、
3:12:44	使用済み燃料は除くのかなというふうに考えております以上です。
3:12:54	はい。江藤説明は、
3:12:56	そうしますか。はい。
3:12:59	阿藤小の関係です。
3:13:07	19 ページで、
3:13:12	※4 ですね、⑥の、
3:13:15	永松は
3:13:19	丸ごと
3:13:21	⑥の(3)、(4)は該当しない。
3:13:30	90 ムラマツです。⑤番の作業。すいません。1 ページ前に戻っていただいて 18 ページ目にですね、
3:13:37	4 号炉の燃料取扱作業内容とその主要設備ということで、一覧にまとめてございます。⑤番につきましては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:13:46	号炉間輸送ということで 12 号炉の使用済み燃料を受入れる作業になります。
3:13:52	また⑥番のゴール会社の 3 号炉への搬出につきましては、
3:13:57	(3)番と(4)番の作業内容が、3 号炉側での作業になっておりますので、
3:14:07	遅なっておりますので、
3:14:10	19 ページ目の方ではですね、⑤番。
3:14:13	と、
3:14:14	⑥番。
3:14:17	すいません、⑤番それから⑥番の(1)カシマ 6 番の(3)(4)は、
3:14:22	対象外としております以上です。
3:14:35	冬季セットイウです。結局新燃料の搬入から使用済み燃料の搬出まで ってどの範囲なのっていう話なんですけど。
3:14:46	えっとですよ。
3:14:49	丸。
3:14:51	と、
3:14:54	⑤は 1 年⑥は 3 号炉に持ってくるんですよ。35 度に持って行って、阿 藤。
3:15:05	生涯搬出、うん。
3:15:07	なんか、
3:15:08	それはするわけですよ。で、
3:15:10	それは、
3:15:12	3 号炉のニツタをもってそこから出すのは使用済み燃料の搬出ではな い。
3:15:18	ないですか。
3:15:26	九州社の松木です。⑥番の号炉間輸送、サンゴへの搬出の件についま しては、
3:15:32	(1)番、それから(2)番の作業が、
3:15:39	実際にその他、
3:15:42	使用済み燃料輸送容器を搬出する作業になっていると考えております ので、
3:15:49	すいません奥秋セットイウイソダ括弧人、(2)で搬出まで、
3:15:58	⑤は、12 号炉の受け入れです。すいませんちょっと混乱してます。
3:16:04	だから 4 号炉。
3:16:06	SFPから、
3:16:08	出す。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:16:11	多数ルートは、全部廃止使用済みの搬出ですよってそういうこと。
3:16:16	はい。ご理解の通りでございます。
3:16:20	はい。
3:16:22	イメージも、
3:16:23	わかりました。
3:16:27	と、
3:16:42	はい。
3:16:45	24
3:16:47	番については、わかります。
3:16:52	ここまで規制庁側から、ほかにありますかね 10 番から 24 番まで、
3:17:03	規制庁スズキですちょっと戻ってしまって申し訳ない 23 番。
3:17:10	先ほど、
3:17:13	言ってたその燃料中心温度、
3:17:16	の話もそうだったんですけど、
3:17:22	テンパちいの、
3:17:25	等、
3:17:43	章番号がわかんないですけど、
3:17:46	今回の申請書の添付 8 の、
3:17:49	ページ(4)の、
3:17:52	3-9 ページから、
3:17:56	さっき言ってた細かい話が、
3:17:59	書いてありますよね。
3:18:10	3-9 ページ 3-10 ページ 3-11。
3:18:15	12 ページの上がまでか。
3:18:19	この燃料中心部について細かく、
3:18:22	書いてあるんですけど、
3:18:26	12 ページの燃料棒内圧、
3:18:30	とかも細かくは書いてないんですけど、
3:18:34	ギャップが増加する圧力である。
3:18:39	18.6MPaを、
3:18:44	超えることはないって、何か結論まで、
3:18:47	書いてある、あるし、
3:18:49	その次の両括弧Cの付加能力。
3:18:53	についても、
3:18:56	次のページで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:18:59	まずい。
3:19:00	で、最終的に、
3:19:03	被覆材の耐力を十分下回るという結論も海田し泉もそうだし、
3:19:13	さらにその次の 14 ページの疲労サイクルについて、
3:19:17	でも、
3:19:26	披露す。
3:19:27	許容費、累積疲労サイクル、十分下回る。
3:19:31	結論が書いてある。
3:19:32	けど、
3:19:34	この辺、
3:19:37	は、
3:19:39	本文の方に、
3:19:41	何も触れていないのでここは設工認、また上がっている。
3:19:45	言われてるっていう。
3:19:48	ちょっとその辺の区分けがちょっとよくわかんない。
3:20:10	九州電力の松木です。江藤。例えば、燃料のやつであるとか抗力不可避ずに、周期的な修復ひずみ、疲労サイクルの話につきましては、
3:20:22	詳細につきましては設工認でご説明することになると考えておりますが、一応補足説明資料ということで、概略の評価はお示しをしているところになってございます。
3:20:34	以上になります。
3:20:38	成長すげえそうその辺のところも、
3:20:42	中三条側の初期条件としては特段、
3:20:46	入力にはなっていないし、
3:20:49	参照する必要もない。
3:20:51	ということになるわけ。
3:20:58	求心力を松末と 13 条側の初期条件ニワとなっているものではございません。
3:21:03	規制庁鈴木です。
3:21:06	説明の内容は理解しました。以上です。
3:21:16	既設オガワから他になれば、
3:21:21	24 番までの範囲で、ホワイトボードの確認
3:21:25	お願いします。
3:24:17	はい。お待たせいたしました。
3:24:20	ナンバー20、それからNo.21 の絵と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:24:24	コメント対応としてホワイトボードにまとめております。当然ナンバー20からです。
3:24:29	設置許可基準規則 15 条 3 項と、15 条 6 項 2 号に対応する。
3:24:35	技術基準規則の条文について確認して別途回答いたします。
3:24:40	設置許可基準規則だけにある条文について何か評価する場合は、詳細な評価結果までを、許可の段階で説明する必要があることは、共通認識というか、ということで、
3:24:52	こちらについても、確認して別途回答いたします。
3:24:56	当間、続きましてナンバー21 についてです。燃料集合体は、温度変動についての評価対象外であることを、日本機械学会の評価指針を参考としてついで、
3:25:07	追記し
3:25:09	追記し回答いたします。
3:25:12	以上です。
3:25:17	はい。規制庁伊藤です。
3:25:20	東村。
3:25:22	ナンバー、
3:25:23	20 から 24 は、
3:25:26	どれぐらいだったかな
3:25:27	と思いますけど、ちょっと待ってくださいね。
3:25:33	すいません規制庁西内ですけど若干ちゃんと中席を外してしまったんですけど。はい。一番最初の、
3:25:41	話は、
3:25:43	要は許可基準規則と技術基準規則の対応関係みたいな話ですけど、
3:25:48	あ、ごめんなさいこれは。
3:25:50	あれですかねその九州電力の認識を再確認してっていいんですよね。
3:25:55	いや、対応関係は柚木淳の話なんで何か文章だけ読むと何か別にうちが示す話でしょってだけな気がしていて、
3:26:03	九州電力がどうとらえているかを確認するって理解で 2 社。
3:26:09	順番としては最初 3 項と 6 項 2 号両方、技術基準規則 23 条に対応してますという答えがあって、ただこっちで調べた新規制の、
3:26:22	工認のまとめ資料の作成要領の中では、どっちも
3:26:28	対応するものがないってしてるのでその違いが、どっからきてるのかっていうのを説明したものです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:26:38	規制庁西内です。なんかそうですねあの文章だけ読むと、基準の考えを何か事業者に聞いているような文章にしか読めないのでもちよっと残すときにはちよっとちゃんと気をつけてもらえればいいかなと思います。今話した趣旨をそのまま書けばいいのかと思う。
3:26:50	単純に新基準時の整理との整合を確認することとするだけです。
3:26:55	で、
3:26:55	もうちよっとだけ言う等、これもヒアリング時確認するかもしれないですけど、新基準のときから明確に燃料体に関しては三条改正の時に施工の方に入って、
3:27:07	要は燃料体の技術基準か、技術基準規則の別記 10 として入ってきたという関係があるので、若干そういう意味ではそのままイコールになるかということ、そうじゃない場合もあると思ってます。
3:27:16	ていうところも含めてよく考えてもらえばいいのかなと。
3:27:20	少なくとも 6 項 2 号の輸送中の取り扱いの話は施工の申請書のほうの添付にも記載をいただいていると思いますので、対応関係全くないかということとなかなっていうのをちよっと疑問ですし、その辺も含めてかなと。
3:27:33	よろしくお願いします。
3:27:37	九州電力の風間で承知いたしました。
3:27:42	はい。よろしいですか。はい。このファイトボールのこれ、
3:27:56	それでは、よろしければ続けたいと思います。
3:28:03	ナンバー 25 にいきます。
3:28:08	前回のナンバー 10 関係でですね。
3:28:12	燃料は何だっけ。
3:28:16	核燃料取扱施設創造施設のところで、
3:28:20	江藤新燃料の搬入カラー使用済み燃料のハシバの取り扱いにおける設計方針に変更はない。
3:28:27	言ってるけどこの設計の選定、コウ、
3:28:30	カトウへ質問させてもらいました。
3:28:33	今回の資料 1-4 でそれを説明するというふうに、コメントリストの回答では載ってるんですけど、ちよっと
3:28:44	今日の資料の中、どの辺で説明されてるのがよくわからなくて、
3:28:51	どこかっていうのを教えてもらったわけですから、
3:28:59	途中で計上勝山から九州電力タケツグでございます。
3:29:05	本日の資料の 1-4 の 2 ページのところですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:29:13	こちらの本申請における本文変更箇所について、
3:29:17	すいません、今日の資料の1年のページ17ページになりますが、こちら、本文52の申請書の変更箇所を示しておりますこの箇所について本市においては記載の適正化と整理してますというものを説明してる資料になります。
3:29:33	ちょっと上のナンバー25のご質問に関しましては、
3:29:42	直接答え、回答しているものにはなっていないんですけども、オオニシNo.25の回答としてはここに関しては、設計方針は、本文を往路だけではなくて、申請書記載を占め、設計方針というのは申請書記載を示していると。
3:29:58	認識しております、本文5号にも含むと考えております。この本文の中でも、今、C、先ほど17ページの資料でお勧めしてところは変更しておりますがこれについては、
3:30:12	規制記載の適正化にあたりますので16条1項1号としての設計方針ではなくて16条1項1号の設計方針としては変更がないものと考えてますというご説明になります。以上です。
3:30:28	藤規制庁の伊東です。まず設計方針って言った時には本文5号のとうりだけではなくてねも、
3:30:38	含めて考えてますとそういう理解よろしいですか。
3:30:43	城勝山タケツグでございますその通りでございます。
3:30:46	はい。その上で、ニワ
3:30:51	変更。
3:30:55	文言を変更しているけれども、
3:30:59	記載の適正化であって設計方針は変更していませんと、そういう認識だということですか。
3:31:11	はい。その通りでございます。今回変更政令活動については、6条1項1号の設計方針として変更をするものではないと考えております。以上です。
3:31:24	はい、イセサイトウです。
3:31:26	まず、
3:31:29	えっとですね、記載の適正カー。
3:31:34	ですと言って、本文を変更して、
3:31:39	何か、
3:31:41	それが、
3:31:42	申請対象。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:31:45	ではないっていう結論になってるのって、前例があるんですかね。
3:31:59	変更は変更。
3:32:01	じゃないかなという気も。
3:32:03	いたしますが、ちょっと、過去に何か実績があるんですかね。
3:32:09	九州電力のタケツグでございます。はい。過去の実績があるかどうかについてはちょっとすぐには出てこないんですけども、この変更に関しましては
3:32:20	ちょっと別のヒアリングの方に、
3:32:23	前回の審査会合んでの話にもなりますが、
3:32:29	今回申請バツと整理しておりますけど申請×であっても
3:32:36	それがすべて切
3:32:38	ん。
3:32:41	説明が不要で、必要不足説明が不要となるものではないという話をしております、
3:32:47	そこら辺がなにがし説明が必要になるかどうかについては既許可の適応の状態の確認。
3:32:54	企画課で適合性を確認された状態から変更があるか否かっていうところで変更があれば、説明が必要なのではないかという話をしております、それにさらにそれに提案しますと、方についてはですね先ほど資料の17ページ、
3:33:10	示しております通り、まず、
3:33:12	17ページの上の、
3:33:17	17ページの表の(1)の方の変更ですね、こちらについては、
3:33:24	今回、使用碍子取替燃料として使用する5燃料の方を、3号に持っていないという記載を追加しているものでございますので、
3:33:37	3号の適合の状態を変えないようにするために記載を追記したものでしてこの記載をすることによって特段何かが変わるかというところ変えないために寄与するものでございます。
3:33:49	括弧2の方につきましてはこちらもいつ、元、
3:33:54	現在12号の共用化している4号のSFPについて
3:33:59	許可では、
3:34:02	12号と4号炉で、使用可能な最高燃焼度の燃料ですね、12号の方はすでに5号燃料の方を導入してまして4号は、これまで448年間、
3:34:12	ヨンパチ燃料と呼ばれるもの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:34:15	燃料を使用することとなっております、その 12 号と 4 号で燃焼度が最高燃焼度が違ったということでそれを明確化して
3:34:25	燃料体等の後に、12 号炉の燃料集合体最高燃焼度 5 燃料の使用済み燃料を含むという記載を記載してあったんですけど、今回 4 号でも 5、
3:34:36	燃料を使用することでもこれら自体が不要になったということで削除したものになりましてこれについては削除することによって何か適合の状態が変わるかといえばそうではないといったもので、
3:34:48	何か設計方針を、
3:34:51	10、16 条 1 項 1 号に対する設計方針を変えたかということそうではないと、当社の方では整理しております記者の適正化と、整理してごさいます。以上です。
3:35:10	セイトウです。ちょっと記載の適正化。
3:35:16	なんですかっていうところ。
3:35:18	もあるんですけどちょっと待ってください
3:35:24	今回の申請は 4 号炉 D5 号燃料導入しますと。
3:35:29	それを受けて、3、まずまず、使用済み燃料の範囲 2、4 号炉の 5 号燃料が、
3:35:40	加わりますと、
3:35:41	タダ 3 号炉ニワ持って、
3:35:46	サンゴは SFP が持っていないので
3:35:50	括弧で除いてます。
3:35:54	そういう状態ですよ。で、大変サンゴに持ってくる方は、
3:36:00	中身としては変わってないことになるんですけど、
3:36:03	そもそも使用済み燃料としての範囲は広がってますよね。
3:36:09	で、
3:36:10	何ていうかそれを明確化している時点で、
3:36:14	何か適正化というよりは、タダの変更になるんじゃないかという気もするんですけど、あまりそういう考えをとってないんですか。
3:36:25	すいません。ちょっと待ってください。
3:36:31	規制庁西内ですけど、もうこれも法令の読み方の話なのでちょっともう明確に言いますけど、
3:36:39	安全にもう
3:36:41	て適正化もくそもないよねっていうのがもう結論だと思っていて、
3:36:45	要はもう炉規法に書いている通りですけど、本文 5 号とか、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:36:49	のうち、
3:36:51	記載を変更するんであれば申請なんですよね。だから、本文の 5 号とかの記載を変更してるんだったら、いや応なく申請対象ですよってもうこれだけだと思います。
3:37:01	だから別にその変更内容を説明するときに、こうこうこういう例適正化ですってというのはわかるんですけど申請対象じゃありませんっていうのはよくわかりませんっていうそういうことですね。
3:37:11	要は、
3:37:12	まず、九州電力から多分本申請の一番最初に、本文を変更している箇所が申請対象です。申請条文ですっていう話をいただいているとされていて、それはイエスなんですよ多分間違いなく。
3:37:25	ただ、その本文の変更の取り方が少し違和感があると。
3:37:29	例えば 12 条とかそういった条文とかもそうなんですけど、高燃焼度っていう仕様を新しく本部に追加する、その新しい高燃焼度燃料に適用する。
3:37:40	設計方針、これは既許可から変更がないけど、でも新しく適用するわけですよ。そういう意味で適合状態に変更があるからとかっていうそういう確認は前回会合でしたものなんですけど、今のイトウの確認はどっちかっていうとそのスタートの一番最初の話で、
3:37:53	本部変更してる。
3:37:54	だから、申請対象でしょ、もうこれだけの話だと思います。
3:37:58	そこには適正化もくそもないと。
3:38:01	ちょっと言い方が悪いですねすいません。
3:38:03	適正化も何もないよねと。
3:38:06	で、これが野瀬公認とかの手続きに行くと、野瀬コウにガイドとかでも書いているので、施工人ガイドとかにも書いてますけど、これは変更の工事の該当しないっていうパターンとかも示していて、
3:38:17	だからそういったものを適正化として変更前をいじりに行くっていうだからあれは変更の工事として明確に扱ってないわけですよ。ただ許可の運用ガイドとかにも書いてもらえれば書いて、特に書いてない
3:38:26	ですし、これまでもそういう実績ないと思う。
3:38:29	というところで、許可においては適正化とかっていうものは特段今までの実績もなく、タダの変更申請対象でしょと変更しているのであれば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:38:38	ただそれが実際には適正化レベルの話なのか、実際中身の変更を伴うものなのかっていうそのいろいろ違いはあるけどもってそういう違いですよ。
3:38:47	という理解でいいです。
3:38:48	何かこれに対して認識のそごがあるんであればまた仰っていただければと思いますけど、ちょっとこの点を含めて踏まえて少し記載に関しては、
3:38:57	必要があれば資料充実いただければと思います。思いますし、いやそもそもその認識がちょっと認識そごありますということでその回答をいただければと思いますっていうところをお願いしてもいいですか。
3:39:10	技術戦略のタケツグでございます。ご説明ありがとうございます。これは当初の当社の整理では
3:39:21	特に何か適合性の説明を新たにするようなものではないので修正対象ではないという注意をしておりますが今お考えをいただきましたのでこれについては当社からあれこれ反応するものではないと思っております。
3:39:37	何ですかね申請たイシイまで申請対象という言葉をちょっと使わせていただきますけども0、本文の変更については申請対象と処理ということについては特段問題ございません。
3:39:50	ちょっと1点ご確認なんですけれども、今本文5、2の変更箇所、先ほど17ページの方で押す資料を示しておりますが、
3:40:01	3号炉に持っていかないというところの、
3:40:06	本文の変更と、
3:40:08	先ほど、12号の防災高燃焼度明確化の削除している部分の変更についてなんですけど、
3:40:17	ちょっと今お考えがもしあればお伺いしたんですけどこちら16条1項1号に該当するというお考えがあるでしょうかちょっと。
3:40:28	こちら、
3:40:31	燃料を取り扱う。
3:40:33	16条1項1号の、
3:40:37	燃料体を取り扱う能力を有するものとするところについていうところに対応するかどうかはちょっと現段階では、
3:40:46	また確認しないといけないなと思っているところなんですけれども何か、
3:40:50	お考え等ありますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:40:54	規制庁西内ですけど、ちょっとまず内容はこれからちょっと今イトウが確認しかけたように、ちょっともう少し確認をしたいんですけど、
3:41:02	少なくともですけど、
3:41:05	本文に記載してるっていうことは、何かしら要求事項に対応するっていうのは、基本なのかなと思っているので、どこかに関係するんだろうなと、くらいは思ってますと。
3:41:15	そういった意味でどこの条文に関係するのかっていうのはそもそもですけどこの変更内容をちょっともう少し確認をさせていただいた上での話かなと思います。
3:41:24	逆にどこにも関係しないんだっていうことならばその旨を明確にしてもらえばそれで結構ですし、
3:41:30	そもそもそれってじゃあ削除すればいいんじゃないのっていう気もしますけど、基本的には要求事項への適合性を示すのが申請書ですよな。
3:41:39	という気がするのではない。
3:41:41	どこにも関係しないという認識はあまり持ってないんですけど、それが16条の1項1号だけなのかどうかっていうところに関しては少し我々の事実確認をもう少し進めないと、
3:41:49	別に今どこの場で結論とか出すものではないと思ってるんでは確認をさせていただいてるだけですので、
3:41:54	というのがちょっと今現時点での回答ですね。
3:41:59	現場が全部タケツグでございますしょうシマθありがとうございます。
3:42:08	規制庁西内ですこれからも、もう1回イトウからちょっと具体的な内容とか引き続き確認を進めますけど、
3:42:14	先ほどタケツグさんの方から、
3:42:18	私がそう言ったからっていうようなニュアンスをちょっと受けたんですけど別に違いますと、いや例えばですけど
3:42:25	二次審査審査官以外の方からこういう解釈も示されていて、今までこうやったことがありますということでは全然示していただいて結構ですと、少なくとも
3:42:35	そんなにぶれはないと思いますけど。
3:42:38	はい。
3:42:39	少なくとも法令に準じて1個1個、
3:42:44	丁寧に確認していけば、適正化っていう手続きが許可において何かあるのかどうかと多分施行後の適正化とちょっと混同されているのかなと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	いう印象を受けたので、少し明確にちょっとお話をしたかったというものです。
3:43:00	関係者勝山タケツグでございます。どうもありがとうございます。
3:43:06	そうですね。当社勘違いしてたところがあったかもしれないまま、
3:43:12	改めてAII確認させていただきます。以上です。
3:43:17	規制庁西内です。もう少し言うと、今回仮にですよ、ここの本部変更だけ手続きをしなきゃいけないというような事象が生じたときに、それは設置変更許可申請不要でできるんですかってそういう話ですよ。
3:43:30	それができるんだったらそれを説明しなくてもいいでしょうと審査の中で、タテアノ申請要件に該当しないんだからってそれはわかりますよと。
3:43:38	申請要件に該当しないことの説明は必要ですけどねと。ただ、そんなことないですよ。
3:43:43	ここだけ仮に変更するってなったときにはもちろん許可申請必要な、
3:43:47	内容ですよ。なぜなら本文 5 号変更するから、
3:43:51	もう少し言うと届け出にも該当しないから、
3:43:55	当然にして内容的には適正化なのかもしれないですけど、それは申請対象でしょうというようなそれだけの話かなと思います。
3:44:03	シンプルに言うんですね。
3:44:06	とというところを踏まえて少しその適正化っていう言葉の使い方については九州電力の中でもよくよく事実関係特に法令とかも踏まえて、少し整理をいただいて、しっかり説明をいただきたいと思っているというのが今日時点のファクトの確認でございます。
3:44:20	どちらかというと九州電力の認識の確認ですね。
3:44:25	現地連絡な月でございますはい。そうしますとただいまのCDOが
3:44:31	今のお話を踏まえまして、今の資料の 17 ページのところはちょっと記載を、あと、
3:44:37	変更時審査会合資料の変更理由の 1-2 の資料ですねそちらにつきましてちょっと記載を検討させていただきます。以上です。
3:44:48	はい。規制庁西内です。
3:44:51	資料 1-2 は、単純にだから申請書で変更している箇所をグルーピングしてサマリー化してるものってそういう理解かなと思います。一部こういう適正化レベルの話があるのであればその適正化レベルの変更が、ちょっと幾つかありますっていうのでまとめてもらえればいいのかと思いますけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:45:08	ちょっとそこら辺をまた含めて事実関係をよく整理をいただければと思います。
3:45:26	はい白川専務タケツグですよといたしました。
3:45:39	安保。
3:45:56	土岐セイトウです江藤今野西内審査官からもコメントの確認を踏まえて対応はお願いしたいところです。
3:46:07	一応私の分野熱機械設計の分野では、今日この本文 552 の変更ですね。
3:46:17	これは 16 条 1 項 1 号関係なのかなとは思ってましたんでコメントリストにも書いてます。
3:46:24	もしそれ以外の条文で、関係してる条文があるよというところであればそちらの当方の分野で説明をしてもらえればと思います。はい。
3:46:43	エチレンカタケツグです。
3:46:44	はい円。
3:46:48	まさに場面するところがあればご説明したいと思います以上です。
3:46:55	はい。9 セイトウです。よろしくお願いします。
3:46:59	衛藤。
3:47:00	それでは 26 番は以上にして、27 番に移りますと、
3:47:08	Aとさ、さっき刀禰対応でちょっと違う話なんですけどね使用済み燃料の
3:47:17	調済み燃料っていう言葉に 4 号炉の 5 号燃料含まれることに、
3:47:22	なりますと、
3:47:23	今回 4 号から 3 号に持っていく、使用済み燃料については、括弧で
3:47:32	後 5 年、4 号炉のごねる除く旨が書かれているんですけど、今回申請対象に、
3:47:42	入ってないですね、
3:47:46	本文 5 号炉の
3:47:50	アローじゃないか。
3:47:52	本文ここ 2 の
3:47:57	括弧、
3:47:59	カッコいいんだねと。
3:48:02	格好。
3:48:04	括弧 2 の括弧。
3:48:06	ローマ数字 3、
3:48:09	ですかね。
3:48:12	で、ここでは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:48:15	使用済み燃料乾式貯蔵施設、
3:48:19	の説明がありますと。
3:48:21	ここの記載を見ると、使用済み燃料とだけ書いてあってですね、ここだけ読むと4号炉の5年も含まれるように読めますと。
3:48:33	ただ
3:48:34	今回の先生の説明資料を見ると、家族と同様に4号炉の方5年では収納しない。
3:48:41	していますと。
3:48:42	一見食い違っているんですけどもコウの整合性については説明。
3:48:51	何か説明いただけますでしょうか。
3:48:55	店長勝山タケツグです。まず、下水道済み燃料乾式貯蔵容器に今回使用する5燃料活動できるかという、
3:49:05	安全shall初の方に乾式貯蔵容器に収納できる燃料については記載しておりまして、その中に今回指導する面では含まれていないので、収納できないということが事実でございますと、
3:49:18	今お示しいただいた申請書記載ですね、
3:49:23	使用済み燃料乾式貯蔵容器は使用済み燃料の収納後2というところにつきましては使用済み燃料乾式貯蔵容器の
3:49:35	構造のところに記載しておりますけどその容器がドイ、どういったあれ、使われ方をするかと一般的な一般的な説明をしている場所になりますので、
3:49:47	あえて使用済み燃料の、
3:49:48	詳細な部分について幕開けについてご説明する必要はない箇所だと考えておりますのでとたんに使用済み燃料と一般的な名称もついているものでございます。以上です。
3:50:13	規制庁井藤です。ちょっとそうすると
3:50:18	4号炉の使用済み燃料3号炉の方には持って行きませんというところでは、
3:50:25	変えていって、乾式貯蔵の方では書いてないっていうところを、
3:50:30	何かずれがあるのかなと思うんですけども、これは、
3:50:34	はい。
3:50:35	はい。
3:50:36	ちょっと待ってください。
3:51:21	すいませんちょっと
3:51:24	初めからいくと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:51:26	使用済み燃料というのが一般的な用語として使ってるっていうところで すけどそれは本文 552 の(1)の
3:51:37	核燃料物質取扱設備の構造っていうところの、
3:51:42	使用済み年、今
3:51:47	今日の資料の 17 ページを見てますけれども、
3:51:51	使用済み燃料、
3:51:54	は遮へいに必要な精神を確保した状態で云々っていうところも、
3:51:59	これも
3:52:02	一般的な記載といえは一般的な記載ですよねと。
3:52:07	ただ、あの辺、変更前で括弧をつけたりして、範囲を明確化しているっ ていうのはやっぱりこれの定義をしてますよねというところ。
3:52:18	で、今回変更後においては、4号炉の55年度は含まれてますよという ところで、これは、
3:52:29	書いてないけどって定義はされてますよ。
3:52:31	そうすると後の
3:52:34	乾式貯蔵施設の方でも、
3:52:37	使用済み燃料とかいったときには、この範囲ですっていうのは、
3:52:43	素直に読むと、範囲が定義されていると、いうふうにとっているんですけ れども、
3:52:54	言葉の使い方ですね、
3:52:57	貸区長としての方は、
3:53:01	特に定義してないというそういう、
3:53:04	認識なんですね。
3:53:07	九州電力の武智でございます。今お示しいただいた本郷2の(1)の燃 料取扱設備の構造の部分なんですけども、こちらにつきまして使用済 み、要は、遮へいに必要な水深を確保シート、
3:53:21	あと、後ろの方です。何、7年以上冷却した4号炉の使用済み燃料につ いてはというところで、
3:53:28	今回5燃料除くというところを記載させていただいてございます。で、
3:53:34	まず、前者の方の遮へいに必要な水深を確保し、っていうところはこち らの使用済燃料の種類によって遮へいに必要な水深っていうところが、
3:53:44	変わるものでございますので、より、
3:53:48	ユリといいます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:53:50	あるものでございますので使用する燃料集合体を明らかにしてございます。後者の方の羽根上、冷却した4号の使用済み燃料についてもこちらは、
3:54:01	燃料し放題の種類によるものでありますので
3:54:05	と明確に記載してございます。乾式貯蔵の方なんですけど乾式貯蔵の方は使用済み燃料の収納庫に間、その内部を完成させて、
3:54:16	使用済み燃料、こうやって、マーケットと構成するという単なる有効性の説明になりますので、この使用済み燃料の説明に使用済み燃料は何かという、
3:54:28	遠慮の種類によるものではないと考えておりますのでこれについては一般的な記載と考えております。以上です。
3:54:39	規制庁鈴木です。
3:54:42	遮へいに必要な水深が燃焼度で変わるって話は放射線遮へいの方では変わらないっていうふうに、
3:54:50	扱いますっていう。
3:54:51	聞いている。
3:54:52	けど、
3:54:55	そこは変わって、
3:54:57	その推進とかもそういうのも、
3:55:01	考え直す。
3:55:02	或いは、
3:55:05	それぞれの何か推進の件数検出点だとかそういうのも変えるっていう、
3:55:11	そういうことを今言ったように聞こえるんですけど、そこは変えないっていう。
3:55:17	説明があったと思うんですけども。
3:55:19	だとするとここは、
3:55:22	一般的に書いてありますっていうことであれば、
3:55:25	水深確保して遮へいしますってだけの話だし、それだったら、
3:55:29	変更前はそんな括弧書きなんか要らないっていう話になりますけど、あえて今回、括弧書きをとってくる。
3:55:37	意味合いを説明されている以上は、
3:55:40	やはりここで使用済み燃料っていうのは、
3:55:43	何もつけないと。
3:55:45	5号燃料4号入ってますっていうふうに、
3:55:48	定義した。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:55:50	ていうふうにしか聞こえなくて、その下の、
3:55:53	7年以上冷却した4号の使用済み燃料っていうのは、どこまでを持っていくのかっていうところは、そのまま使うと苦しいので、
3:56:02	加古脇で、
3:56:04	別の範囲を示しているっていうふうに、
3:56:08	見えるんですけども、何か一般的な使い方ですとか、定義してますとかっていうところなんかごちゃまぜになっていて、
3:56:16	よくわからないんですね。
3:56:17	で、
3:56:21	使用済み燃料の、
3:56:23	定義って、
3:56:25	本文で、
3:56:27	するしないってまずそれをはっきりしたいと思うんですけど。
3:56:31	まず本文でするんですかしらないんですか。
3:56:40	掲示電力のタケツグでございます。すいませんまず最初に言われた遮へいに必要な線量につきましては設計用線源強度。
3:56:52	用いております、核燃料はそれに包絡しておりますので変えることはないという名前、ご説明した通りでございますので一応改めてご説明させていただきます。
3:57:03	で、変わらないにしても、
3:57:08	で、実際の線量につきまして、実際というか、
3:57:20	実寸は、
3:57:21	使用済み燃料から出てくる実際のの線量については変わるという意味で最初私ご説明させていただきましたが、それらは設計の線源強度に包絡されますのでの実用化では変わりませんと。
3:57:33	で、
3:57:33	本文で使用済み燃料を定義するか否かに、
3:57:39	行きますのご質問なんですけれども、こちらは使用済み燃料っていうものを、
3:57:50	各本文で出てくる使用済み燃料についてはそれぞれ本文で、
3:57:56	定義、
3:57:57	流会すべきか、知的とお考えということでしょうか。
3:58:05	社長スズキです。まずしないと。
3:58:09	設計方針が要所要所で定まらないので、例えば使用済み燃料ピットの崩壊熱、どこまで考慮するとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:58:17	どこまで耐えられるようにするだとか、
3:58:20	或いは臨界に対してどういうふうな評価をしているだとかっていうところも、
3:58:25	これ、一般的なことだけ、
3:58:29	本文 5 号に書いてありますって言われると、だったら本文 5 号口に書いてあるから、要らないですよ。
3:58:35	話になっちゃうんですよね。
3:58:37	本部ここに行って、そもそも取扱貯蔵施設に対するどういう仕様を定めるかって話のところなので、
3:58:44	仕様を定める以上は、
3:58:46	使用済み燃料の定義がないと、本来は定まらないはず
3:58:49	ですよ。
3:58:51	だからこの意味合いとしては、
3:58:54	本文側で使用済み燃料の定義を決めといていただかないと我々審査できないし、許可する事項がなくなっちゃうんですよね。
3:59:05	というふうに我々は考えて、
3:59:25	九州電力のタケツグでございます。使用済燃料について書く。
3:59:31	定義がないとということでは理解いたしました。
3:59:37	こちら定義の仕方に移り、
3:59:40	ではちょっと当社の方、土岐さんの方についてもちょっと当社の方で検討させていただきたいと思います。1 点確認なんですけどその定義につきましては、
3:59:53	その考え方をちょっと遅く説明資料でまとめるということではよかったですでしょうか。
3:59:58	規制庁スズキサノ今、
4:00:01	今日の資料の 17 ページでもう定義されているものとして我々認識して、
4:00:06	確認を行っているので、
4:00:09	ここで定義してあること以上のことはないと思ってるんですけども、
4:00:14	なので補足説明も、何もいらないと思う。
4:00:20	ここに書いてあるそのまなものが、定義だと思ってるんですけど、違いますか。
4:00:28	九州電力のタケツグでございます。背弧こちらに今回変更にあたって
4:00:35	すいません、この 17 ページの 4 月に燃料の定義が、主原料の定義という考えで問題ございません。
4:00:44	はい、規制庁スズキ 3 年のため聞いときますけど、変更後においては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:00:49	費用済み燃料と言ったら、4号だけではなく4号施設の中で扱う5号燃料全部のことを言い、
4:00:57	含めて言っていて、
4:00:59	で、
4:01:00	使用済み燃料に括弧書きで何かを除くって言ったときだけ、
4:01:04	範囲が限定される。
4:01:07	そういった意味においては今回は、
4:01:09	使用済み燃料という全般の定義と、使用済み燃料括弧燃取5号燃料4号の5号燃料を除くというこの2種類しかないと思うんですけども、
4:01:20	それでよろしいですね。
4:01:55	分けて分けるかどうか確認。
4:02:00	ベッショ電力の設備でございます。
4:02:02	今、ご出席、御所、お示しいただいたところですね、につきましては薄井魚住燃料というところ、
4:02:11	今回変更した箇所については使用済み燃料につきましては、
4:02:16	と、今回使用する方々燃料と、これまで使っていた5号燃料以前の燃料も含めた使用済み燃料、
4:02:23	いうところで、括弧書きが月1日には55号燃料を除くということになってございます。で、コメントです。確認事項リストのほうでご指摘した部分については、ちょっとこちら
4:02:37	でも記載の仕方をちょっと改めて検討する必要があるかなと思いますので、持ち帰り検討させていただきたいと思います。以上です。
4:02:56	規制庁伊東です。確認使用済み燃料という言葉の定義の確認いただき範囲ですけど新生町全体を見ていただいていますね、
4:03:10	そこがないように、確認をお願いしたいんです。よろしいでしょうか。
4:03:17	はい。警視電力のタケツグでございます。申請書全体について確認させていただきます。以上です。
4:03:26	季節をイトウです。ちなみにこれ確認だけなんですけど、
4:03:32	乾式貯蔵容器に4号炉の5号燃料を入れないっていうのは、
4:03:40	添付で書いてあるのは私も見ましたけれども、本文側では
4:03:48	読めるところで、
4:03:50	な、いいですかね、何かどこかにありますか。
4:03:59	イシイ電力タケツグでございます
4:04:02	いえ、ご認識の通り添付書類8のところで収納可能な燃料を示しているというところございまして本文側では、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:04:12	特に記載がございません。
4:04:16	はい規制庁伊藤ですという事実関係はわかりました。はい。
4:04:26	江藤それじゃあ次に行きたいと思います。28 番。
4:04:31	28 番は今日のヒアリングの最初の方でインターフェースの話になったときにですね、
4:04:39	実際のインターフェースでどれなのっていう話ですとか、燃料集合体とどどういうふうに接続されてるのかっていうところの説明を
4:04:52	求めたところになります。
4:04:55	特に繰り返す必要ないかと思しますので、ここは飛ばします。
4:05:01	それから最後の 29 番ですね、ちょっとこれ新しい質問ですけども今日の資料で、
4:05:10	25 ページから 30 ページ。
4:05:12	のところで、
4:05:13	燃料集合体の重量が従年の年、はい。
4:05:27	江藤従来の燃料よりも、重量が約 20 キロ増加しますと、いうふうに書いてます。衛藤高校の増加する理由というのが何か、
4:05:41	何が変わったことによって増加してるのかというところを教えてください。
4:05:48	はい。九州大学の松木でございます。
4:05:50	江藤 20 キロ増加してる理由なんですけれども大きく二つありまして一つ目が、ペットの初期密度が、変更前ですと理論密度約 95%としておりました。その分が、
4:06:05	変更後ですと理論ベースで約 97%になりますので、その分で燃料の重量が上がっているというところが 1 点で、
4:06:15	もう 1 点につきましては詳細な設計の範囲にはとなるんですけども、燃料集合体の下部の完成につきまして長尺化をしております。
4:06:27	のでその分で真壁丹線の方の重量が増えておりますので、それで約 20 キロ程度増加しているというところになっております。以上です。
4:06:42	はい、規制庁伊藤です。理論密度については、
4:06:49	12 月 26 の会合資料、もう書いて回りますね。
4:06:55	下部単線の、
4:06:57	ところは、
4:07:01	この会合資料ではの、
4:07:05	ない。
4:07:07	ですかねどこかに書いてあります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:07:10	九州の熊崎です。ご覧になってる資料 1-2 とかですね燃料体の変更前後でお示しをしているものではございません。
4:07:20	以上です。
4:07:31	はい。規制庁井藤です。
4:07:34	ですね。
4:07:40	今説明のあった下部単線の増弱かというのは、
4:07:46	何か条文の適合性に影響を与えるようなものなのかどうなのか、
4:07:54	何か。
4:07:55	変更、適合性に変更があったりする、します。
4:08:04	96 の松木でございます衛藤。
4:08:07	今審査いただいとするとその設置とカーのその基準の適合性を確認するにあたってですね、この株丹青の長尺化が何か影響を与えるかということそういうわけではございません。以上です。
4:08:23	はい。規制庁伊藤です。
4:08:26	わかりました。
4:08:27	とりあえずアドワード。はい。
4:08:32	規制庁鈴木です。今の株丹セイノ長若干なんですちょっとイメージが湧かなくて、
4:08:40	中央THAIの高さ、或いは燃料棒の長さ、
4:08:44	これは変わらないですよ。
4:08:47	よ、48 ギガのね。
4:08:49	量からで、
4:08:52	燃料いう燃料棒の有効長さも、今、
4:08:57	書いていないという、いうことで、そうすると、被覆管の長さが若干短くなって、燃料棒の中の、
4:09:06	要請と、
4:09:08	或いは、北川の、これ。
4:09:11	スプリングがなんか入った
4:09:12	ちょっと忘れちゃいましたけど、
4:09:14	有効。
4:09:17	長さのカタン。
4:09:19	は変わってないけど、
4:09:21	有効なガスの方から、
4:09:24	その燃料棒の一番下のところまでの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:09:29	被覆管の中の一番下までの長さが変わるとかそそういうイメージですか。
4:09:37	九州電力の松木です。下部単線を長くするということで、
4:09:47	燃料、
4:09:49	棒の長さですね、燃料棒全体の長さが若干長くなると、ただ、刀禰燃料集合体全長としては長さは変わりません。
4:10:02	ので、あとはそういうふうな構造になっております。以上です。
4:10:05	規制庁付けソースと下部ノズルに、
4:10:09	との、
4:10:10	関係性がちょっと深くなるみたいなそ、そういうイメージですか。
4:10:17	九州電力の松木です。
4:10:21	そうですね。そうですねご認識の通りでして燃料棒が若干長くなるというところで、
4:10:27	株、
4:10:28	株ノズルと、燃料棒の隙間ですねそこが若干長さが変更になっているというところになります。若干短くなる。
4:10:38	規制庁鈴木です 12 月 26 日の審査会合の、
4:10:44	資料 1-2 の、
4:10:46	2 ページに、
4:10:48	変更前と変更の、
4:10:50	集合体の概要図が載ってますけどこれの一番下側のところで、下部ノズルと、
4:10:58	これ一番下のスペーサーとの位置関係がこう狭まってるみたいなところを今言われたところですよ。はい。九州の熊崎ですそのご理解の通りでございます。
4:11:09	規制庁鈴木です。理解しました。
4:11:21	規制庁西内です。純粋に素朴な疑問なんですけど、
4:11:24	なんでそういう変更をしてるのかっていうところだけちょっと確認したいんですけど。
4:11:29	はい。求職の松木です。下部担当の強弱化をしてる理由としましてフレティング摩耗対策として、そういうふうな
4:11:39	信頼性を向上させるような燃料集合体になっているというところでございます。
4:11:44	こちらは燃料、はい。そういうこと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:11:49	規制庁西内ですそうするとさっきのイトウの疑問の中で設置変更許可基準の適合性に何も影響ないんですかっていうと、関係はしてるはずですよね今の回答を聞く限り、
4:11:59	フレットング摩耗に関しての部分に関しては、
4:12:03	多分田井物理的性質化学的性質のところの中で確か 4、その中で読んでましたかね確か。
4:12:10	そういうところであります。
4:12:12	生駒でしたっけ。
4:12:13	4 コウカセちょっと僕も頭コガナカジマ多分 4 項関係とかで読んでたと思うんですよ。そういう意味ではまた関係性がないわけではないと思うのでちょっと導入した理由とあとはそれをすることによってどう向上するのかっていうところの
4:12:26	設計イトウも含めてちょっと説明いただいてもいいですか。
4:12:29	資料充実いただいてもいいですか。別にこの場でというわけではない。
4:12:51	九州の熊崎です。承知いたしました。下部単線の長尺化を図っているところちょっと資料の充実化ですね、をさせていただきたいと考えております。あと補足になるんですけれどもこちらの
4:13:03	下二つ、長くて燃料っていうのはすでに導入済みの燃料ではありますので、はい、以上補足でございます。以上です。規制庁西内ですあそこ松木たかったんですけど導入済みの燃料とおっしゃってるのは他プラントにおいて国内の使用実績があるっていうそういうそういう理解でしたっけ。あれ、九州電力においてっていうこと。
4:13:21	九州の小松ですはい九州電力においても仙台の方で使用実績ございます。以上です。
4:13:26	規制庁西内ですそういう意味ではですね
4:13:30	多分他のところもすべてそうなのかもしれないんですけど、導入実績前は原課においてはなんですけど、他プラントにおいてここでの使用実績あるのかどうかっていうところも含めて変更内容説明いただく時は明確にさせていただければなと思います。
4:13:45	はい、キシノコマツですはい承知いたしました。
4:13:48	はい規制庁西内です。そういう意味でいうと、
4:13:52	そのフレットング者上す、いわゆるルー信頼性の向上って意味合いでは

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:13:58	おそらくそれなりに出荷したものなんだろうという気もしますし、設備設計としてそこ何かしらどうこうって話じゃないのかもしれないんですけどまずはしっかり理由を説明いただくっていうところであとは
4:14:09	最終的には重量増加している形状が変わっていくっていうことなのであればそれほど強度耐震とかそういった話イマセコウ二段階だもんだと思いますけどっていうところの話は聞いてくると思うのでそういった意味合いでもちょっと、
4:14:19	どう書いているのかというところも含めて理由も含めてしっかり説明をいただくというところで事実関係を整理いただくというところでよろしく願います。
4:14:27	はい。九州の小松です。そうしました真壁丹線導入した事実関係導入の背景等ですね、都市整理しまして、資料充実させたいと考えております。以上です。
4:14:44	九州電力中園でございます。今、既存の資料でとおっしゃっていただきましたので、当社ウランの設工認をですね、新規制出しております。その中でその
4:14:57	今回使う燃料の、
4:15:02	どうしてそれ、そういうふうになったのかっていう、そうですね、資料を少しオダ、いや、全部を出したわけではないと思ってますので少しお出ししたというふうに思っておりますのでその辺をちょっと活用させていただきます。以上でございます。
4:15:22	規制庁スズキでちょっと追加で聞きますけど、
4:15:25	さっきの12月26日審査会合資料1-2の2ページの、
4:15:32	この図は、
4:15:36	申請書の、
4:15:38	添付書類か何かで載ってるものです。
4:15:45	窮してるコマツキシダはいアノ
4:15:46	あ、そうっす。少々お待ちください。
4:15:51	あ、規制庁ソヤアダチそれを聞いているかっていうと、先ほど言った
4:15:56	レーティング摩耗に関する方針とか、テンパチまで含めて、多分記載の変更はないんじゃないかなって。
4:16:04	思ってるんですけど、この図で、その意図が読み取れるわけですよね。
4:16:12	もし電波ジンノン乗ってるとするとここちょっと形違ってるよね。
4:16:17	で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:16:19	そ、そういうことであるとすると、5 ページの
4:16:25	同じ資料の 5 ページの本文 5 号関連、本文ではないかもしれないですけど、5 号に関連する事項として、
4:16:34	今言ったフレッティング間も対策をし、していますとか、
4:16:39	ていうのを、
4:16:41	書いてもらったほうがわかりやすいかも。最終的にですね、ここのこの資料 1-2 の 5 ページ以降って、
4:16:50	条文整理表の方の右側の方に入ってくるんですけど、
4:16:54	入ってくるものって多分本文 5 号、
4:16:57	そのものに関連、
4:16:59	本文午後そのもので書いたところ、
4:17:02	と。
4:17:03	添付書類 8 で変えたところみたいな、多分区分けができ、出てくると思う。
4:17:09	最終的にはその一番、
4:17:11	5 ページ以降の一番左側を、
4:17:14	本文 5 号なのか添付書類 8 なのかみたいな形で、整理し直したいと思ってるんですけども。
4:17:22	その上でその添付書類 8 の先ほどの、
4:17:25	図で見てちょっと形が変わってることは取れますってところの、その意味合いが、今言ったフレッティングも対策。
4:17:33	工場。
4:17:34	性能向上ですみたいなことが、説明が、
4:17:38	できるのであれば、その方がわかりやすいかなって気がするんですけど。
4:17:47	この場で
4:17:48	Dose 直すかって考えてくださいって言ってるわけじゃないので、ちょっとその、そういうのも含めて、
4:17:54	この資料の位置付けは最終的にちょっと今、そういうふうにしたいと、いうことを初めて言いましたので、
4:18:01	ちょっとそういうことも含めて、資料をどう作っていくかっていうところは考え
4:18:21	90 コマツです。ちょっと確認なんですけども、今おっしゃったのは資料 1-2 の 5 ページ目以降の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:18:29	変更項目変更内容のこの一覧の中に、例えばその下部単線の形状の変更の話も、
4:18:36	ですね、申請書の記載の中で、その下部タンスの形状の変更はフィッティングも対策になってるということが読めるのであれば記載をして、
4:18:45	等まとめていくような方向で、
4:18:51	記載を考え、
4:18:53	ではどうかというそういうご指摘ということでございますか、規制庁数日下部単線の変更を書いて欲しいわけじゃなくて、
4:19:01	フレッシング摩耗に対する、
4:19:04	性能向上っていう変更したっていう。
4:19:09	で、
4:19:10	それがどこに書いてあるかっていうと先ほどの、
4:19:14	テンパチに多分載っているであろう図。
4:19:18	そこに形状が変わってることが、
4:19:22	見てとれるような図になってます。
4:19:25	みたいな。
4:19:27	この資料 1-2 のこの 5 ページ以降の表っていうのは、仕様の変更じゃなくって、今回の申請として何を変えてきているか。
4:19:37	技術的な内容として、
4:19:40	を書きとまとめているので、
4:19:42	それが何条に落ちるかってのは条文整理表の一番右側の方に、
4:19:47	落ちてくるんですけどもその時に、
4:19:51	情報の整理表に落ちてこないけれども細かいところで実は、
4:19:56	内容こういうところが書いています。それは例えばそこは最終的には設工認側に落ちてくる。
4:20:02	ので、
4:20:03	条文整理表のほうの設置基準規則の条文整理表の方では扱ってませんとかっていうのが、
4:20:10	見れるのかなって気もしまして、
4:20:14	ちょっとまだイメージで私言ってるのでこの資料 1-2-5、5 ページ以降の使い方っていうことで、
4:20:22	これまでのヒアリング或いは審査会合で聞いている内容からすると、ちょっとこの一番、5 ページ以降の表の一番左側の書き方を、
4:20:32	本文と添付書類で、
4:20:35	分けることも必要なのかなってちょっと今気がしている。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:20:40	ちょっとジャストアイデアなので、そういうのを、
4:20:43	ところがほかにあったりするようであればそういうのも含めてちょっと、
4:20:46	書き方を考えていく。
4:20:50	で、提案したまでです。
4:20:55	注釈松木です。ご提案ご指摘ありがとうございます
4:21:05	最初にご質問いただいております図の件なんですけども、一応今現在 です燃料集合体の図としましては、申請書したページでいきますと8 の(4)の
4:21:16	3-70ということで、財産ポツ2ポツ3(1)図ということで燃料集合体の 構造図を示してございます。
4:21:26	今資料1-2でお示しております。
4:21:31	市の消防隊二つ並べて比較しておりますけれどもそちらも、
4:21:35	法でお示してるものとはオオウチの形で異なるものになっております。
4:21:42	イセスズキです今、
4:21:44	ちょっとこれまでちゃんと見てなかったんですけど、
4:21:47	し、示された図を見ると、
4:21:51	これとつてもわかりやすい図になっていて、
4:21:56	燃料取扱工具とのインターフェースもかなりよく見れて、
4:22:01	わかりやすいなってしまうので、むしろ資料1-2の、
4:22:05	2ページの図は、これの比較に直してもらった方が、
4:22:10	いいんじゃないかなという気がしてきました。
4:22:14	もともとのヨンパチのやつも同じように載っていたとするんだったらそれ 並べていただいた方がわかりやすいかなと。
4:22:21	でも、実際に資料1-2に載せている。
4:22:25	横から見た断面、
4:22:28	の図は、これは申請書類の手の中では、
4:22:32	直接来る登場するものはないってということ。
4:22:35	あとは、そういうご指摘の通りです資料1-2で示しております図は直 接設置許可の、
4:22:42	申請書の中ではございません。こちらの図があるのは
4:22:46	設工認の時にですねこういった平面図は出てくるのかなというふうに考 えてございます。
4:22:55	あと、あそこは以上です。
4:22:58	はい。
4:23:00	ということで先ほどの本申請書の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:23:05	8 両括弧 4-3 の 70 ページの図でちょっと差し替えている
4:23:10	と。
4:23:12	していただきたいと。
4:23:14	よろしいですか。
4:23:22	旧シンボマツダ
4:23:24	ちょっとこちらでもちょっと図どんなものが準備できるのかちょっと検討させていただきますがえっとですね。
4:23:30	今、既許可のヨンパチ燃料についての構造図としましては、こういうような斜めから見た立体的な図になっていないのが現状になっております。
4:23:45	ちょっと、
4:23:47	規制庁鈴木です。
4:23:50	違う。見せ方を、
4:23:52	わざわざ今回してきたって、
4:23:58	普通は何か必要な、
4:24:00	その説明をするための図であると思ってるので、
4:24:08	これまでの申請書の図がちょっとこう、
4:24:11	あまり丁寧じゃなくって、文章を読むときに、頭の中で変換しないと。
4:24:17	わからないような図だったからこういうちょっと鳥瞰図っぽいものに、今回は直してきたっていうことであれば、
4:24:23	それをわざわざ古い形に戻す必要はないので、
4:24:27	そうです。ただ一方で
4:24:31	既許可の 48 ギガの燃料、
4:24:34	こういう絵がないという、
4:24:36	ことであれば別にそこは、
4:24:39	48 号の燃料の方は 48 ギガの燃料として申請書に記載していたものを、
4:24:44	の資料 1-2 の方に、注水して載せて、
4:24:48	こうなり変わってますって、
4:24:51	それで見るとれるところは見てとれるんじゃないかなと思うんですけど。
4:24:56	同じところから見た絵を載せなきゃいけない理由はないと。
4:25:01	九州タカマツです。はい。承知いたしました。はい。ちょっとこちらの、
4:25:08	方の衛藤。
4:25:10	図ですね 8-(3)-70 ページにある図にちょっと差し替える形で資料 1-2 の方も、
4:25:16	修正をさせていただきたいと思います。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:25:26	規制庁西内です。すいませんちょっと話が1個戻るんですけど、
4:25:30	このフレッティング守んの下部ノズルのタブ下部弾性の長尺化って、これ信頼性向上燃料の、
4:25:39	県ですかね。
4:25:40	平成22年頃、九州電力の勝野です。ご理解の通りです。
4:25:49	規制庁西内です
4:25:54	そういう意味でいうとあれですね下部ノズルの形状変更も行ってるわけですねタンセンシャだけじゃなくて、
4:26:00	既存燃料と比べるとって意味合いですか。
4:26:03	九州電力中園でございます。ご認識の通り、高部丹線の形状だけではなくてですね、他にも変更やっておりますタダ、当時、設置許可の方は
4:26:16	実施しておらず、当時でいうと設備で、
4:26:20	対応してる状況でございます。以上でございます。規制庁西内ですそれはまさに当時そういった検討を行政庁と当時の保安院として、ワーキングとかで実際に中身の影響軽微検討してってそういう話ですよ。
4:26:34	九州電力中園でございますご理解の通りです。
4:26:37	規制庁西内です。
4:26:39	ちょっとすいません別の話で何かあるのかなというふうにちょっと聞いてて思ったんですけど、その話なのであればワーキング資料とかも含めて十分公開はされてると思いますし、
4:26:50	そういう意味ではまずそういった観点の話もあるよっていうのを明確にさせていただいて、その上で関係する資料類とかもうリンクづけぐらいしてもらえれば我々も確認できるかなと思
4:27:01	何か改めて流しをどうこうって話じゃないのかなとはちょっと思いました。
4:27:04	少なくともそういった観点の変更があるよっていうことは明確にしておいてもらっていうところで、そこだけお願いします。
4:27:10	いうなればの既存のコウを導入済みの高燃焼度燃料と同じ経緯を踏んでますよってそれだけの話ですよ。
4:27:20	窮してるカワサキです。承知いたしました。はい。
4:27:22	後ろの方、修正、
4:27:25	何かこの資料ともですねリンクづけできるような形で、ちょっと何か資料を修正させていただきたいと思。以上でございます。はい規制庁西内ですどちらシバ&シノワーキンググループの資料とかそういったところなのかなと。
4:27:37	はい。ありがとうございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:27:43	はい、衛藤木曾イトウです。
4:27:45	29 番については変更。
4:27:49	内容の資料。
4:27:52	と、
4:27:53	阿藤。
4:27:56	今日の資料でいうと、
4:28:01	今日の資料の、
4:28:02	25 から 30 ページ、
4:28:08	20 キロ増加というのがあって、
4:28:12	ここに書かなくてもいいんですけど要するに
4:28:16	これこれこういう変更したので、20 キロ分、
4:28:20	増えてますよっていう関係性が分かる記載をどこか資料上で入れてもらいたいと思っています。
4:28:30	よろしいですか。
4:28:31	はい、石坂松木です。はい。承知いたしました。20 キロ増加した理由はですね
4:28:37	ちょっと指導法に記載をさせていただきたいと思います。
4:28:42	24、
4:28:43	増加した理由については
4:28:46	今、
4:28:47	都市協のヒアリング資料でお渡ししつつ、青イソダし提出させていただいております。
4:28:53	25 ページ目以降の資料。
4:28:57	に入れる。
4:28:59	のかま他のどっかの場所に入れるのもう、
4:29:02	いいということによろしいでしょうか。尼子住まい細かいところまでは否定しないんですけど、まずその資料を見ていったときに、これ、
4:29:12	何でどうかしてんだっけっていうのがパッとわかるようになってる。
4:29:17	九州の松木ですはい承知いたしました。
4:29:20	ちなみにすみません
4:29:22	お答えできればいい、いいんですけど速記密度の変更と長層下部男性の到着か。
4:29:32	でそれぞれ何キロぐらいの、
4:29:35	増加。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:29:39	九州コマツです。友田板井なんですけども理論密度増加で 10 キロ程度で 10 日分単線長尺でも第 10 キロ程度の増加になってございます。以上です。なるほど。大体同じぐらいの増加量がある。
4:29:51	わかりました。
4:29:52	あとまた、
4:29:55	まずちょっとさっき資料を見ていて、
4:29:57	えっと思ったんですけど 12 月 26 の、
4:30:03	会合資料の 1-2 の 3 ページになる。
4:30:08	藤。
4:30:13	これ、何かどっかで直ってたら申し訳ないんですけど下から行目の燃料棒有効長さの単位がミリになっていてですね。
4:30:23	なんだって何メートル。
4:30:26	メートルになってますか。
4:30:31	ビリビリですね。はい。そこは修正いただいた方がいいの。
4:30:36	一緒にしてご指摘ありがとうございます。衛藤修正させていただきます。
4:30:40	長瀬衛藤。
4:30:42	私からは以上です。
4:30:44	それじゃあ、ちょっと、
4:30:46	25 から 29 関係既設オガワ吉井。
4:30:51	ホワイトボードの方お願いします。
4:34:16	九州の川手です。お待たせいたしました。ホワイトボードの方に記載をまとめましたのでご説明いたします。まずナンバーの 25 と 26 についてです。
4:34:26	本文 552 の記載が変更となっている箇所について、設計方針に変更はないため申請対象外としているが、炉規法の通り、本文 5 号の変更は申請対象となるということで、
4:34:38	記載の適正化の表現が適切かも含めまして、条文整理表の記載を検討いたします。
4:34:44	また、熱機械設計においては、16 条 1 項 1 号関連だと考えてございますが、それ
4:34:52	かと思っではそれ以外で関連する条文があれば、その分野にて説明することということでこちらの方についてもさ、
4:34:59	対応いたします。
4:35:02	続きましてナンバー 27 です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:35:04	使用済み燃料の定義について、5 燃料が除かれる場合は、と括弧書きで補足す早々補足する必要があるのではということで、申請書全体でそごがないか確認し、記載について検討いたします。
4:35:19	続きましてナンバー29 です。
4:35:21	下部単線の長尺化の変更理由及び導入効果について、
4:35:27	別途ご説明いたします。その際信頼性向上燃料の絵と過去の資料とのリンクづけ資料資料を修正いたします。
4:35:35	1 月 22 日付資料 1-2 の図を添付書類 8、8 の(4)、3-70 の図 2 へと差し替えてテッド修正いたします。
4:35:46	また、燃料の重量が 20 キロ増加した理由を追記いたします。
4:35:50	以上でございます。
4:35:58	はい規制庁の井藤です。
4:36:01	念のためちょっと最初のところ確認なんですけど、今回の本文 552 の変更は、
4:36:10	本文の変更であって、申請対象とか何かしらの条文の審査対象になりますよという理解で、それは共通認識とれてますか。
4:36:27	店長勝山タケツグでございます。はい。そちらにつきましては、今回申請書を変更して変更、
4:36:36	変更対象という申請対象になってますのでそれについては、何らか説明が必要という適合性の説明が必要という理解で、
4:36:46	承知しております。以上です。
4:36:50	廃棄体とイトウです。わかりました。
4:36:57	規制庁西内です。
4:37:00	一番最初のコメントなカノウアノ記載の適正化の表現が適切かどうかも含めてって話なんですけど、別に
4:37:07	例えばですけど、16 条 1 項 1 号の適合性に関して、実質的にその適合性は本部は変更してますけど、申請対象だけ、ただ
4:37:17	何か変わるものではなくて、ちょっと表現を明確化しただけですっていうことを言いたいのであれば、ていうことを言いたいのであれば、記載の適正化っていうサマリーとしてナカばって出てくるのはあまり違和感はないんですよ。
4:37:28	一番私がちょっと事実関係を正確にしたかったのは、申請対象外としてる部分で、
4:37:34	方本部変更なのに何でっていうそこだけなんですよね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:37:38	だからその変更理由として高燃焼度の導入とか、燃料設計手法の変更とかっていろいろ出てくる中で、表現の適正化っていうの記載の適正化みたいな意味合いでいう、そういう使い方をするのであればあんまり違和感はないなっていうのは思います。
4:37:51	要は、本当に適正化の何か実は適合性変わってるんじゃないのっていう確認はしっかり事実関係確認しますけども、そういうふうにそういう使い方する分にあまり妨げないなと思います。
4:38:01	という一応認識を共通認識しておきたかったの念のため、
4:38:08	研修電力のタケツグでございます。はい、ありがとうございます。前回の会合等でもお話ありました通りちょっと、
4:38:16	申請対象外というところをすると、ちょっと全く審査がなされないとか、そういったような誤解を生むのかなと思いますので、こちらにつきましては、
4:38:27	新世代、今現時点の申請対象ということもございますが申請対象というところで、申請対象のうち、何らか方針を変えるような、
4:38:40	なんですね、申請対象のうちでも1歳の低性が都政ん当社としては考えてます。そういった記載のあり方もちょっと、
4:38:50	あるのかなというところでも改めて検討させていただきます。以上です。はい。規制庁西内です。そういう意味では、もうちょっとだけ共通認識なるようにはちょっとお話しておく、
4:39:00	そういう説明されると次に続くのは、何でじゃあ変える必要があるんですかっていうその通りなんですよ。何かしら動機があるはずですよっていうところを適合性が変わらないので適正化ですっていう理由だけじゃなくて抱える動機を明確にしてくださいっていうところですよ。
4:39:17	一番最後に確認した20キロ増える理由っていうのを明確にしてっていうのはそうすべてにおいてそういう意味合いがあって、
4:39:22	変える意味合いが何かしらあるはずで、今こういう状態だからこう変えたいんですっていうそういう理由がセットで普通は来ますよね。
4:39:29	それを明らかにしてもらえばいいです。そのサマリーとして端的に言うとか記載の適正化ですっていう表現を使うのは別に妨げませんっていうそれを言いたいだけの話ですね。いずれにしても理由をしっかり説明してくださいというところ。
4:39:41	特に適合性に関してっていうところですね。
4:39:47	はい九州電力のタケツグでございます
4:39:51	変更の理由についても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:39:54	検討させていただきます。以上です。
4:39:57	はい。規制庁の井藤です。
4:40:00	それ以外は公僕としてはよ、よろしいのかなと思います。はい。
4:40:09	いいですか、ホワイトボードは。はい。これで。
4:41:33	規制庁伊東です。それでヒアリング呉は、ちょっと時間が大分過ぎてしまっていて面白くないんですが、
4:41:42	終わりにしたいかなと思います。
4:41:46	ちょっとす。今日のヒアリング最初の方に触れた資料の関係なんですけれども
4:41:54	基本的には、今日使ったヒアリング資料の内容を
4:42:00	介護資料前回理由ところの市野さんと甲斐津野様に、
4:42:06	取り込んで、ホラー。
4:42:08	た上で介護しようかなというイメージではあります。はい。
4:42:17	はい。
4:42:18	あとはセト側から何か最後にありますでしょうか。
4:42:25	今日の
4:42:27	ヒライ、規制庁スズキです今日のヒアリングの内容としては、
4:42:32	以上になりますけれども、スケジュール以外で、
4:42:37	九州電力の方から確認しておきたいこと等ありますでしょうか。
4:42:47	九州電力松木です。はい。特に確認をさせていただきたい事項はございません。
4:42:53	規制庁スズキです。原子力発電本部の方がいかがですか。
4:43:00	志賀課長ムタ血中でこちらからも特にございません。
4:43:04	規制庁鈴木です。では
4:43:07	今後のスケジュールに移ります。まず、
4:43:10	1月、本件、1月30日の審査会后、
4:43:17	内容確認をさせていただきます。それにあたって先ほどの資料の入れ方、
4:43:24	今日のヒアリングの内容等の修正は入れないで、
4:43:29	審査会合資料の方にそのまま入れといてくださいって。
4:43:32	説明するときに、
4:43:37	しょうがないように、
4:43:41	口頭です。
4:43:42	例えば、今日言ったような内容。
4:43:45	の一部分でも別に考え、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:43:48	その辺含めてし、説明した方が良い、よければ、そういう説明の仕方をしていただいても、
4:43:54	結構です。今後対応していく予定として、
4:43:58	そういう事実確認を今行っているところだっていう言い方をしていただければ、結構
4:44:06	当審査会后の方は、時間が次、今、まだちょっと、
4:44:11	決まってなくて、何時スタートかっていうのが、一応 16 時ってお伝えしてるとは思いますけどハヤマルか遅まるかちょっと今わからない状況ですので、
4:44:21	決定しましたら窓口のサトウの方から、
4:44:28	連絡しますので、資料提出の方はそちらの、
4:44:32	スケジュールに合わせて提出をお願いします。
4:44:37	審査会合以降のことで今日の資料の回答をいついただくかっていうところですけども、
4:44:45	現状
4:44:48	非常時炉心冷却の内容、
4:44:54	とそれから、
4:44:58	某関係共通関係。
4:45:01	の内容と、それから、
4:45:05	先週の放射線被曝追加分の部分。
4:45:09	それから今日の部分っていうところが、
4:45:12	今、九州電力の方で、資料対応をしていただく状況に、
4:45:17	なってきましたので、
4:45:19	その辺全体の
4:45:22	スケジュール見据えた上で、とりあえず前回ヒアリングでも言いましたけれども、
4:45:28	非常時炉心冷却それから防護設計共通関連の辺りのところがまだ、
4:45:36	審査会合に上がってないところですので、まずはそれを優先的な、
4:45:41	対応としていただきたいというふうに思いますけれども、
4:45:44	それを踏まえていつ頃までに提出いただけるかというところの連絡を、九州電力の方から検討結果として、お知らせいただきたいんですけども。
4:45:56	よろしいでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:46:04	江藤九州電力のタケツグでございます。その資料の提出日につきまして、イシイ施設関係と防護設計に関係についてちょっと今の見通しを説明させていただき、
4:46:16	たいのですが、イシイ施設除熱関係につきましてはどちらとしまして12月15日の審査会合に向けて、資料を提出したいと考えており、
4:46:28	12月に2月15日の審査会合に載せることを目標として資料でさせていただきますたいと考えておりまして、
4:46:38	資料の方は今週中に提出させていただきたいという案提出ということを目標にしております。
4:46:44	あと、防護設計の方につきましてはこちらちょっと資料作成に時間がかかる見通しでございますので2月15日の審査会合をちょっと目標とすることは難しいのかなと考えておりまして、
4:46:55	提出時期については改めてご連絡させていただきたいと思っております。以上です。
4:47:02	はい。規制庁鈴木です。今んところ、2月15日の審査会合として予定してるところは、
4:47:10	炉心熱江木設計関係のところをまず載せようと思っておりますので、
4:47:16	先にそのヒアリングの準備をするために、いつやるかって連絡をしたいと思っておりますけれども、
4:47:31	そうですね。以前お話したときには、
4:47:36	非常時の新冷却を今週中に出してもらえます。でしたら、
4:47:41	2月の2日までに、
4:47:43	ヒアリングしたいと思っているので、炉心熱水力の方はその前に、
4:47:49	入れるような形で、
4:47:51	調整をしたいと思っております。
4:47:54	今のところはそのぐらいです。
4:48:00	規制庁8から、
4:48:01	何かスケジュール的なところ、よろしいですか。はい。
4:48:07	土肥今野、非常時炉心冷却の話は、
4:48:12	よろしいでしょうか。
4:48:20	うん。九州電力のタケツグでございます。スケジュール感についてご説明ありがとうございますを打ち出しました。
4:48:30	規制庁そうです。他にす。
4:48:34	よろしければ、今日のヒアリング終了したいと思います
4:48:38	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:48:39	ではこれで終了します。ありがとうございました。
---------	-------------------------

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。